

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年3月15日
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
 - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、柔軟で多様な人事を行うものとする。
 - (2) 教員の流動性を高め、教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
 - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
 - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化、教員人事の客観性及び透明性を高めるため、教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
 - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は、本学の理念・目的に沿って行うものとする。
 - (2) 教員の選考に当たっては、学長が選考の目的・理由を明確にし、教育研究評議会に発議して行うものとする。
 - (3) 教員の採用は、原則として公募とする。
 - (4) 教員候補者の選考は、教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し、人事教授会の議を経て、教育研究評議会が行うものとする。
 - (5) 教員の選考に当たっては、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価するものとする。
 - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し、公開するものとする。

【別添資料10-1-2】

第31回教育研究評議会議事要旨（抜粋）

日 時 平成18年3月22日（水） 13:10～13:20

議 事

1 （省略）

2 大学教員の人事方針

学長から、3月15日（水）開催の第30回教育研究評議会で承認された同方針について、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進、外国人及び女性の雇用促進に係る具体的な対応策について次のとおり説明があった。

(1) （省略）

(2) 外国人の雇用促進

教員の公募に際して「国籍は問わない。ただし、日本語を母語としない場合は、教育及び学内業務を遂行可能な十分な日本語能力を有すること」を明記する。

(3) （省略）

以 上

○国立大学法人上越教育大学特任教員規程

(平成19年6月20日)
規程第27号

改正 平成19年12月19日規程第33号

改正 平成20年3月21日規程第21号

改正 平成21年3月19日規程第7号

改正 平成21年6月1日規程第19号

改正 平成21年12月1日規程第27号

改正 平成22年3月12日規程第17号

改正 平成22年12月1日規程第31号

国立大学法人上越教育大学特任教員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。)第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)に期間を定めて雇用する特任教員の就業について必要な事項を定める。

(特任教員の定義)

第2条 この規程において特任教員とは、期間を定めて雇用する大学教員のうち、特別な任務をもって専ら特定の業務に従事する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学長の特命事項に係る教育研究指導に専ら従事する者
- (2) 外部資金等の特定経費による特定のプロジェクト等に係る教育研究に専ら従事する者

(特任教員の種類)

第3条 特任教員の種類は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手とする。

2 特任教員には、必要に応じて、前項の名称に特別任務を附記することができる。

(特任教員の資格)

第4条 特任教員の資格は、次の各号の基準とする。

- (1) 特任教授 本法人の教授と同等の資格があると認められる者
- (2) 特任准教授 本法人の准教授と同等の資格があると認められる者
- (3) 特任講師 本法人の講師と同等の資格があると認められる者
- (4) 特任助教 本法人の助教と同等の資格があると認められる者
- (5) 特任助手 本法人の助手と同等の資格があると認められる者

(特任教員の選考)

第5条 特任教員の選考は、大学教員の選考に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、特例を設けることができる。

第2章 特命特任教員

(要件等)

第6条 第2条第1号の特任教員（以下「特命特任教員」という。）は、次の各号に掲げる要件により学長の特命事項に係る教育研究指導に専ら従事するものとする。

- (1) 都道府県教育委員会等との人事交流により本法人が雇用する場合
- (2) 小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に関し、造詣が深く又は優れた識見を有する者を雇用する場合
- (3) 就業規則第16条第1項第1号の規定により退職した者を引き続き雇用する場合
- (4) 外国語関連授業科目を担当させるため、日本語を母語としない者を雇用する場合
- (5) 前4号に定めるもののほか、学長が優れた教育研究上の業績があると認める者を雇用する場合

2 特命特任教員は、1日につき7時間45分、かつ1週間の労働時間が38時間45分の勤務（以下「常時勤務する者」という。）とする。

(職種)

第7条 特命特任教員は、その業績、職務内容に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の特命特任教員については、当該職種とする。

- (1) 前条第1号 特任准教授
- (2) 前条第4号 特任講師

(雇用期間)

第8条 特命特任教員の雇用期間は、3年を超えない範囲内（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）で学長が定める。ただし、3年に満たない場合は、最初の雇用の日から起算して3年を超えない範囲内で、雇用を更新することができる。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による3年の雇用期間終了後、更に3年を限度として更新することができる。

3 前2項の雇用期間は、満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(試用期間)

第9条 第6条第1項第3号の特命特任教員には、就業規則第8条に規定する試用期間を設けないものとする。

(給与)

第10条 特命特任教員の給与の種類は、職務内容により次の各号のとおりとする。

(1) 第6条第1項第1号適用者

国立大学法人職員給与規程（平成16年規程第42号。以下「職員給与規程」という。）

適用の大学教員に準ずる。

(2) 第6条第1項第2号及び第3号適用者

俸給、通勤手当、大学入試センター試験業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(3) 第6条第1項第4号適用者

俸給、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷

地手当とする。

- (4) 第6条第1項第5号適用者
学長が個別に決定する。

(俸給)

第11条 俸給は、次の各号の区分により別表に定める級号俸及び俸給月額等により支給する。

- (1) 第6条第1項第1号適用者 職員給与規程適用の大学教員に準ずる。
(2) 第6条第1項第2号及び第3号適用者 別表第1
(3) 第6条第1項第4号適用者 別表第2
(4) 第6条第1項第5号適用者 学長が個別に決定する。

(期末手当及び勤勉手当)

第12条 期末手当及び勤勉手当は、職員給与規程第41条及び第42条に規定する職員の例に準じて支給する。

- 2 前項の支給対象となる特命特任教員は、雇用期間が引き続き6か月以上に及ぶものとする。
3 第6条第1項第2号及び第3号適用者に係る期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率は、次表のとおりとする。

区 分	6月期	12月期
期末手当	0.65	0.8
勤勉手当	0.35	0.3

(通勤手当等)

第13条 通勤手当、大学入試センター試験業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び寒冷地手当は、それぞれ職員給与規程第30条、第32条の2、第36条から第39条まで及び第45条に規定する職員の例に準じて支給する。

(給与計算期間及び給与支給日)

第14条 給与計算期間及び給与支給日は、職員給与規程第2条に規定する職員の例に準ずる。

(給与の支払等)

第15条 給与の支払等は、職員給与規程第3条、第4条及び第9条に規定する職員の例に準ずる。

(裁量労働制)

第16条 第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する特命特任教員のうち、教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する者及び人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務に従事する者については、専門業務型裁量労働制を適用し、国立大学法人上越教育大学職員労働時間・休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間規程」という。）第20条の規定を準用する。

(休暇)

第17条 第6条第1項第3号の特命特任教員の最初の年の年次有給休暇の付与日数は、当該退職時における未使用の日数（1日未満の端数を含む。）とする。

(退職手当)

第18条 特命特任教員には、退職手当を支給しない。ただし、第6条第1項第1号の特任教員に係る退職手当は、国立大学法人上越教育大学職員退職手当規程（平成16年規則第53号）によるものとする。

（就業規則の準用）

第19条 前章及び本章に定めるもののほか、特命特任教員の就業に関する事項については、就業規則（第3条、第16条及び第43条を除く。）を準用する。

第3章 特定経費特任教員

（要件等）

第20条 第2条第2号の特任教員（以下「特定経費特任教員」という。）は、次の各号に掲げる資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に専ら従事するものとする。

- (1) 特別教育研究経費
- (2) 研究拠点形成費補助金
- (3) 共同研究経費
- (4) 受託研究経費
- (5) 国、独立行政法人等の補助金、助成金

2 特定経費特任教員は、その職務の内容により、次の各号に掲げる勤務とする。

- (1) 常時勤務する者（以下「常勤特定経費特任教員」という。）
- (2) 短時間勤務（1週間当たりの労働時間が30時間を超えないものをいう。）する者（以下「短時間特定経費特任教員」という。）

（職種）

第21条 特定経費特任教員は、その業績、職務内容に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手とする。

（雇用期間）

第22条 特定経費特任教員の雇用期間は、1年を超えない範囲内（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）とする。

2 雇用期間は、これを更新することができる。ただし、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度とする。

3 前2項の雇用期間は、満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

（給与）

第23条 特定経費特任教員の給与の種類は、俸給、通勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

（俸給）

第24条 俸給は、別表第3に定める号俸及び俸給月額等により支給する。

2 短時間特定経費特任教員の俸給月額は、常勤特定経費特任教員の号俸に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの労働時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当等）

第25条 勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、職員給与規程第30条、第36条から第39条に規定する職員の例に準じて支給する。

(給与計算期間及び給与支給日)

第26条 給与計算期間及び給与支給日は、職員給与規程第2条に規定する職員の例に準ずる。

(給与の支払等)

第27条 給与の支払等は、職員給与規程第3条、第4条及び第9条に規定する職員の例に準ずる。

(裁量労働制)

第28条 常勤特定経費特任教員のうち、教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する者及び人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務に従事する者については、専門業務型裁量労働制を適用し、労働時間規程第20条の規定を準用する。

(労働時間及び休暇等)

第29条 短時間特定経費特任教員の労働時間及び休暇等は、国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程(平成16年規程第37号)第3章を準用する。

(退職手当)

第30条 特定経費特任教員には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第31条 第1章及び本章に定めるもののほか、特定経費特任教員の就業に関する事項については、就業規則(第3条、第16条、第29条(短時間特定経費特任教員のみ)及び第43条を除く。)を準用する。

第4章 雑則

(細則)

第32条 この規程に定めるもののほか、特任教員の就業に関する事項は、学長が必要な都度定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、国立大学法人上越教育大学教員任期規程(平成16年規程第104号)別表に定める任期付教員のうち、学校教育総合研究センター教育実践研究部門教師教育総合研究分野に在職する准教授については、第7条第2項第1号に規定する特任准教授に移行するものとし、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第24条、第27条及び別表第1から別表第3までの規定は平成19年4月1日から、第2条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学特任教員規程別表第1の規定は平成19年6月20日から、改正後の給与規程第41条及び第3条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程第9条の規定は平成19年12月1日から適用する。
- 2 略

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

(平成22年12月1日)

号俵	1級	2級	3級	4級	5級
1	81,100	102,300	132,700	158,100	204,000
2	82,150	103,400	134,250	159,800	205,250
3	83,150	104,500	135,800	161,550	206,500
4	84,150	105,600	137,350	163,300	207,750
5	85,150	106,650	138,900	165,100	209,050
6	86,400	107,750	140,300	166,850	210,300
7	87,650	108,850	141,700	168,600	211,550
8	88,900	109,950	143,050	170,350	212,800
9	90,150	111,100	144,450	172,150	213,950
10	91,550	112,300	145,900	173,800	215,200
11	92,900	113,500	147,350	175,450	216,450
12	94,250	114,700	148,800	177,100	217,700
13	95,600	115,850	150,100	178,750	218,600
14	96,550	117,050	151,400	180,000	219,750
15	97,500	118,250	152,650	181,300	220,950
16	98,450	119,450	153,900	182,600	222,100
17	99,450	120,550	155,100	183,950	223,300
18	100,350	122,100	156,500	185,100	224,500
19	101,250	123,650	157,900	186,250	225,700
20	102,150	125,200	159,300	187,400	226,900
21	103,050	126,750	160,600	188,500	228,150
22	104,000	128,300	162,000	189,550	229,350
23	104,950	129,850	163,400	190,600	230,550
24	105,900	131,400	164,800	191,650	231,750
25	106,900	132,900	166,050	192,650	232,950
26	107,950	134,400	167,300	193,600	234,150
27	109,000	135,900	168,550	194,550	235,350
28	110,050	137,400	169,800	195,500	236,550
29	111,050	138,900	171,000	196,500	237,750
30	112,200	140,250	172,100	197,400	238,950
31	113,350	141,600	173,200	198,300	240,100
32	114,500	142,950	174,300	199,200	241,300
33	115,700	144,250	175,450	200,100	242,500
34	116,650	145,700	176,600	201,000	243,650
35	117,600	147,100	177,750	201,900	244,800
36	118,550	148,500	178,900	202,800	245,950
37	119,500	149,900	179,950	203,600	247,100
38	120,550	151,050	181,000	204,450	248,100

39	121,550	152,200	182,050	205,300	249,100
40	122,550	153,350	183,050	206,150	250,100
41	123,600	154,450	184,050	206,850	251,150
42	124,550	155,050	185,000	207,650	252,100
43	125,500	155,650	185,950	208,450	253,050
44	126,450	156,250	186,900	209,250	254,000
45	127,350	156,800	187,900	209,950	255,000
46	128,300	157,400	188,800	210,750	255,950
47	129,250	158,000	189,700	211,550	256,900
48	130,200	158,600	190,600	212,350	257,850
49	131,000	159,100	191,550	213,150	258,850
50	131,650	159,650	192,450	213,800	259,750
51	132,250	160,200	193,350	214,450	260,700
52	132,900	160,750	194,250	215,100	261,650
53	133,400	161,350	194,950	215,700	262,650
54	133,950	161,900	195,700	216,250	263,500
55	134,500	162,450	196,450	216,800	264,350
56	135,050	163,000	197,250	217,350	265,200
57	135,650	163,550	197,950	217,950	266,050
58	136,250	164,100	198,650	218,500	286,700
59	136,850	164,650	199,400	219,050	267,350
60	137,450	165,150	200,150	219,550	268,000
61	137,950	165,700	200,850	220,100	268,650
62	138,500	166,250	201,600	220,650	269,150
63	139,050	166,800	202,350	221,200	269,650
64	139,600	167,350	203,100	221,750	270,150
65	140,100	167,850	203,800	222,250	270,550
66	140,650	168,400	204,400	222,750	271,000
67	141,200	168,950	205,000	223,250	271,450
68	141,750	169,500	205,600	223,750	271,900
69	142,250	170,000	206,200	224,300	272,350
70	142,800	170,550	206,700	224,800	272,800
71	143,350	171,100	207,200	225,300	273,250
72	143,900	171,650	207,700	225,800	273,700
73	144,350	172,000	208,200	226,350	274,150
74	144,900	172,500	208,650	226,850	274,600
75	145,450	173,000	209,050	227,350	275,050
76	146,000	173,500	209,500	227,850	275,500
77	146,450	174,050	209,850	228,350	275,950
78	146,950	174,550	210,150	228,700	276,400
79	147,450	175,050	210,450	229,050	276,850

80	147,950	175,550	210,750	229,400	277,300
81	148,500	176,050	211,050	229,800	277,750
82	148,950	176,550	211,350	230,150	
83	149,400	177,050	211,650	230,500	
84	149,850	177,550	211,950	230,850	
85	150,300	178,000	212,200	231,100	
86	150,750	178,350	212,500	231,450	
87	151,200	178,700	212,800	231,800	
88	151,650	179,050	213,100	232,150	
89	151,950	179,450	213,350	232,400	
90	152,300	179,750	213,650	232,750	
91	152,650	180,050	213,950	233,050	
92	153,000	180,350	214,250	233,400	
93	153,350	180,650	214,450	233,650	
94	153,650	180,850	214,700	234,000	
95	153,950	181,100	214,950	234,350	
96	154,250	181,350	215,200	234,700	
97	154,600	181,650	215,500	234,950	
98	154,900	181,900	215,750	235,300	
99	155,200	182,150	216,000	235,650	
100	155,500	182,400	216,250	236,000	
101	155,800	182,650	216,550	236,250	
102	156,050	182,900	216,800		
103	156,300	183,150	217,050		
104	156,550	183,400	217,300		
105	156,800	183,700	217,600		
106	157,000	183,950	217,850		
107	157,200	184,200	218,100		
108	157,400	184,450	218,350		
109	157,600	184,750	218,650		
110	157,800	185,000	218,900		
111	158,000	185,250	219,150		
112	158,200	185,500	219,400		
113	158,350	185,800	219,700		
114	158,550	186,050	219,950		
115	158,750	186,300	220,200		
116	158,950	186,550	220,450		
117	159,100	186,800	220,750		

備考 この表は、第6条第2号及び同条第3号に該当する者に適用する。

別表第2（第11条関係）

（平成22年12月1日）

号俸	俸給月額
1	325,000円
2	369,000円
3	415,000円
4	457,000円
5	498,000円
6	539,000円
7	572,000円

別表第3 (第24条関係)

(平成19年6月20日)

号俸	月額	年額
1	80,000	960,000
2	85,000	1,020,000
3	90,000	1,080,000
4	95,000	1,140,000
5	100,000	1,200,000
6	105,000	1,260,000
7	110,000	1,320,000
8	115,000	1,380,000
9	120,000	1,440,000
10	125,000	1,500,000
11	130,000	1,560,000
12	135,000	1,620,000
13	140,000	1,680,000
14	145,000	1,740,000
15	150,000	1,800,000
16	155,000	1,860,000
17	160,000	1,920,000
18	165,000	1,980,000
19	170,000	2,040,000
20	175,000	2,100,000
21	180,000	2,160,000
22	185,000	2,220,000
23	190,000	2,280,000
24	195,000	2,340,000
25	200,000	2,400,000
26	205,000	2,460,000
27	210,000	2,520,000
28	215,000	2,580,000
29	220,000	2,640,000
30	225,000	2,700,000
31	230,000	2,760,000
32	235,000	2,820,000
33	240,000	2,880,000
34	245,000	2,940,000
35	250,000	3,000,000
36	255,000	3,060,000
37	260,000	3,120,000
38	265,000	3,180,000
39	270,000	3,240,000
40	275,000	3,300,000
41	280,000	3,360,000
42	285,000	3,420,000
43	290,000	3,480,000
44	295,000	3,540,000
45	300,000	3,600,000
46	305,000	3,660,000
47	310,000	3,720,000
48	315,000	3,780,000
49	320,000	3,840,000
50	325,000	3,900,000

号俸	月額	年額
51	330,000	3,960,000
52	335,000	4,020,000
53	340,000	4,080,000
54	345,000	4,140,000
55	350,000	4,200,000
56	355,000	4,260,000
57	360,000	4,320,000
58	365,000	4,380,000
59	370,000	4,440,000
60	375,000	4,500,000
61	380,000	4,560,000
62	385,000	4,620,000
63	390,000	4,680,000
64	395,000	4,740,000
65	400,000	4,800,000
66	405,000	4,860,000
67	410,000	4,920,000
68	415,000	4,980,000
69	420,000	5,040,000
70	425,000	5,100,000
71	430,000	5,160,000
72	435,000	5,220,000
73	440,000	5,280,000
74	445,000	5,340,000
75	450,000	5,400,000
76	455,000	5,460,000
77	460,000	5,520,000
78	465,000	5,580,000
79	470,000	5,640,000
80	475,000	5,700,000
81	480,000	5,760,000
82	485,000	5,820,000
83	490,000	5,880,000
84	495,000	5,940,000
85	500,000	6,000,000
86	505,000	6,060,000
87	510,000	6,120,000
88	515,000	6,180,000
89	520,000	6,240,000
90	525,000	6,300,000
91	530,000	6,360,000
92	535,000	6,420,000
93	540,000	6,480,000
94	545,000	6,540,000
95	550,000	6,600,000
96	555,000	6,660,000
97	560,000	6,720,000
98	565,000	6,780,000
99	570,000	6,840,000
100	575,000	6,900,000

備考 この表は、第2条第2号該当者に適用する。

上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方

(平成14年6月19日)
運営評議会承認

I はじめに

最近、世界的規模で、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まっている。

例えば、平成11年6月のケルンサミットにおいては、来るべき21世紀は柔軟性と変化の世紀であり、すべての人々にとって流動性に対応するためのパスポートは教育と生涯学習であるとして、生涯にわたる学習の機会の確保と、学生、教員等の国際交流の重要性が強調された。

グローバル化時代に対応して教育の在り方を見直す必要性については、我が国に限らず国際的にも共通の認識となっていて、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)(平成12年11月22日大学審議会)」において、我が国を取り巻く状況と高等教育の更なる改革の必要性をうたっている。

グローバル化時代における高等教育が目指すべき改革の方向は、我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図らねばならない。そのため、国際協力や国際理解グローバル化時代への対応とその視点が必要である。グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実や学生、教員等の国際的流動性の向上などがあげられる。

こうした世界の動きにあって、日本においては、グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実として、自らの文化と世界の多様な文化に対する理解の促進を考えなければならない。異なる歴史的・文化的背景や価値観を持つ人々と共生していくためには、自らがよって立つ国や地域の歴史や伝統、文化を深く理解し、異なる文化的背景を持つ人々に対し、これを適切に説明し理解を求めたり、主張したりすることのできる能力を学生が養うことが必要である。

また、異なる歴史的・文化的背景や価値観の存在を視野に入れつつ、地球的規模で物事を考える基礎を培う観点から、世界の多様な国や地域の歴史や伝統、文化に対する理解を深めさせることが重要である。

II 本学の国際交流

1 学生の海外派遣の充実

国際社会で活躍できる人材を育成するためには、学生に、外国語の習得だけでなく、異なる文化的背景を有する人々と共に学び生活することなどを通じて、相手の立場を理解しようとする感覚を身につけさせるとともに、国境を越えた適応能力を獲得させることが大切である。

このためには、できる限り若いうちに異文化体験を得させることが重要であり、短期留学による日本人学生の海外派遣を一層拡充、支援したり、海外でのインターンシップの推進や、フィールドワーク等の単位化を促進したりするなどの方策を充実することが必要である。

2 若手教員等の海外派遣の充実

学生の指導に当たる教員自身の国際感覚を高めるとともに、我が国の大学の「知」を積極的に海外に提供していく観点から、教員の海外派遣を充実することが必要である。

また、国際感覚に富んだ若手の教員や研究者を育成する観点から、若手教員を積極的に海外に送り出すことが必要である。

3 留学生受入れの推進

大学の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化に向けて大学改革を推進することは、留学生の受入れの基盤となるものであり、また、留学生の受入れを拡大することは、本学の大学改革をさらに促進することにもつながるものである。

4 異文化理解マインドをもった教員の養成

我が国と諸外国相互の研究・教育の国際化・活性化を促すとともに、国際理解の推進と国際協力の精神の醸成に寄与するという観点から、教育現場においては、異文化理解教育が重要な課題となり、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指して行かなくてはならない。

異文化理解マインドを持った教員は、教育現場において、豊かな国際感覚・国際協力の精神をもった子どもたちを育成することになる。

教員養成大学である本学においては、これまでの教師教育に加え、今後は異文化理解に関する研究・教育を実践し、異文化理解マインドを持った教員を養成していくことが、社会的な使命の一つであると考えている。

III 推進計画

本学が学校教育のCOEとなるため、そして異文化理解マインドをもった教員を養成していくために、本学の教育と研究を国際的視野に立って推進することが必要となる。そのために、本学では2つの目的を軸に、その具体的な推進計画を次に掲げる。

- 目的：
：異文化理解マインドを持った教員の養成
：国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進

1 学術交流の積極的推進

1) 研究者の受入れ

本学の研究水準をより高度なものにするため、海外の第一線の研究者との共同研究を推進するとともに、積極的な受入を実施する。

2) 研究者の派遣

本学の担い手となる若手研究者を中心に国際学会等へ積極的に派遣する。

3) 共同研究

協定校の研究者との共同研究の可能性を探るため、コーディネーターを中心に情報を交換し、積極的に共同研究を推進する。

2 留学生交流の推進

1) 学内の協力体制の強化

①留学生担当教官を配置し、留学生担当指導教官と連携して、留学生と教官、または留学生と学生の積極的な交流を通じ、大学全体で留学生を支援する協力体制を確立する。

②現在、本学では未着手である各種留学生交流(研修)プログラムを作成し実施する。

2) 留学生支援

①優秀な留学生獲得のための諸施策の検討及び修学上の問題点への対応等、留学生支援の充実を図る。

②受入目標数を設定し、受入体制を確立する。

③留学生への生活・修学支援、あるいは帰国留学生へのアフターケア等、きめ細かい支援を実施する。

3) 本学学生の派遣

- ① 交流協定校への積極的な派遣を検討し実施する。
- ② 毎年コンスタントに学生を派遣できるようなシステムの確立を図る。

3 大学間交流協定校との交流推進

1) 計画的な研究者交流及び留学生交流

継続し、充実した研究・教育のために、常時協定校との協定・協定内容の見直しや、本学の研究者交流及び留学生交流計画の実施に見合った協定校の数・国(地域)を検討し、交流の質的充実を図る。

2) 単位互換

留学生交流を実のあるものとするため、派遣大学で取得した単位を本学の卒業要件単位として認定する、いわゆる単位互換制度の具体的な実施に向けた検討を早急に行い、制度を確立する。

4 国際交流推進室の設置

上記1～3の実施のため「国際交流推進室」を設置し、本学の研究者交流・留学生交流実施の中心的組織とする。

また、国際交流推進室の円滑な運営のために、事務組織の充実を図る。

5 国際交流基金の設立

教職員の国際交流・留学生交流に関する認識を高め全学的な協力体制を強化するとともに、国際交流推進室の質的充実のため、教職員等からの定期的な経済的支援を行う。

平成23年3月2日

教員各位

国際交流推進室長

平成23年度海外との研究交流の募集について（通知）

本学の国際交流推進計画に基づき、海外の大学等との研究交流を推進するため、下記のとおり研究交流事業の募集を行います。

1. 募集内容

海外との研究交流を積極的に推進するため、本学教員を海外に派遣し、又は海外の研究者を本学に招へいするための旅費（国内旅費、航空賃及び滞在費）を支給します。

- ・派遣又は招へい期間 1週間～1か月程度
- ・1件当たりの旅費支給額 上限50万円（若手研究者派遣は45万円）
- ・研究テーマは、次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するものを対象とします。
 - Ⅰ 本学の交流協定締結校との研究者交流（共同研究など）
 - Ⅱ 本学の中期計画・年度計画及び本学が推進する事業の実施に関連するもの
 - Ⅲ 若手研究者の国際学会等への参加

2. 応募資格

本学の教授、准教授、講師、助教

3. 採択予定件数

- 3～4件程度（若手研究者派遣1件以上を含む）
（事業総額160万円を予定、うち若手研究者派遣分として45万円を予定）
※若手研究者とは、平成23年4月1日現在で40歳以下の方をいいます。

4. 応募方法

次の書類を整え、事務担当へ提出してください。応募様式は、添付ファイルのほか、グループウェアのファイルライブラリ『国際交流推進室』にもあります。

- ・平成23年度海外との研究交流応募調書（①～③のうち該当する様式）
※国際学会等参加の場合は、開催案内・プログラム等を必ず添付してください。
- ・旅行日程表
※往復航空運賃の見積書を必ず添付してください。

5. 応募締切

平成23年3月31日（木）

6. 採択審査

採択にあたっては、国際交流推進室において、本学の国際交流計画推進の観点から総合的に審査し、学長が決定します。

なお、協定校との交流を推進するため、研究テーマⅠ「本学の交流協定締結校との研究者交流」を優先的に採択します。

7. 研究交流報告書の提出

交流事業終了後2週間以内に、「研究交流報告書」を提出していただきます。
また、国際交流推進室において報告会を実施します。

8. 事務担当（問合せ先）

研究連携室国際交流チーム（内線：3666, E-mail：kkoryu@juen.ac.jp）

「平成23年度海外との研究交流」の計画にあたっての注意事項

- (1) 派遣事業は研究テーマのⅠ～Ⅲを、招へい事業は研究テーマのⅠ，Ⅱを対象とします。
- (2) 旅費支給上限額を上回る研究計画であっても，教員個人に配分された教育研究教員経費とあわせて実施することは可能です。
- (3) 研究計画（派遣）に支給される旅費の範囲は，次のとおりです。
 - ①研究者本人の上越教育大学から空港までの国内旅費
 - ②研究者本人の当該研究計画の実施にかかる外国旅費
- (4) 研究計画（招へい）に支給される旅費の範囲は，次のとおりです。
 - ①招へい研究者本人の来日にかかる外国旅費
 - ②招へい研究者本人の日本国内滞在中の国内旅費
(ただし，本学教員との研究交流実施に係る滞在期間のみを対象とする。)
 - ③招へい研究者の日本到着・出発の際の空港への送迎者（1人）の国内旅費
- (5) 研究計画（招へい）は，招へい研究者が本学教員との研究交流を目的に来日し，日本滞在期間のうち概ね半分以上の期間は，上越市に滞在することを条件とします。
- (6) 研究計画の実施に際し，当初の旅費見込額を上回ることになった場合は，日当・宿泊費を減額して支給することがあります。

海外学生派遣プログラム説明会

日 時 平成22年4月14日（水）13:00～

場 所 講義棟 302教室

次 第

- 1 開会
- 2 海外教育(特別)研究Aの説明
 - 1) 概要説明
 - 2) 体験発表
平成20年度海外教育(特別)研究A(オーストラリア(アデレード・シドニー))
大学院生3年(生活・健康系コース) 小野寺光里
 - 3) 質疑応答
- 3 海外フィールドスタディ説明
 - 1) 海外フィールドスタディの説明
 - 2) 体験発表
平成21年度海外フィールドスタディ
大学院生2年(学習臨床研究コース) 谷口裕美枝
 - 3) 質疑応答
- 4 協定校の説明
 - 1) 協定校
 - 2) 質疑応答
- 5 短期留学(留学生交流支援制度(短期派遣))
 - 1) 概要説明
 - 2) 質疑応答
- 6 全体の質疑応答
- 7 閉会

【配付資料】

- 海外教育(特別)研究A
 - ・平成22年度 海外教育(特別)研究A参加者募集案内
- 海外フィールド・スタディ
 - ・海外フィールド・スタディ・平成22年度実施計画
- 協定校一覧
- 短期留学(留学生交流支援制度(短期派遣))
 - ・留学生交流支援制度による派遣留学生の募集

平成22年度 留学説明会

日 時 平成22年12月13日(月) 12:00~13:00

場 所 講103室

進 行 原 協定校交流推進部会長

次 第

- 1 国際交流推進室 原 協定校交流推進部会長挨拶 12:00~
- 2 各コーディネーターによる交流協定校紹介
 - ① 哈爾濱師範大学(中国) 黎コーディネーター 12:03~
 - ② 北京師範大学(中国) // (12分間)
 - ③ 内蒙古民族大学(中国) //
 - ④ 国立嘉義大学(台湾) 藤岡コーディネーター 12:15~
 - ⑤ 韓国教員大学校(韓国) 釜田コーディネーター 12:20~
 - ①~⑤の質疑応答 12:25~
 - ⑥ チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学(トルコ)
. 川村コーディネーター 12:35~
 - ⑦ アイオワ大学(アメリカ) 五十嵐コーディネーター 12:40~
 - ⑧ ウーロンゴン大学(オーストラリア) . // (7分間)
 - ⑥~⑧の質疑応答 12:47
- 3 留学生交流支援制度(短期派遣)他 新井国際交流チーム主査 12:55~
- 4 閉会 13:00

派遣留学生助成事業のお知らせ

上越教育大学国際交流推進後援会

上越教育大学国際交流推進後援会（以下「後援会」といいます）では、上越教育大学（以下「大学」といいます）の協定校等への派遣留学生に対して、奨学金支給による助成事業を実施しています。

助成事業の内容は、次のとおりです。

- (1) 派遣留学生に対し、留学費用を援助するため、5万円の奨学金を支給します。
- (2) 助成の対象となる派遣留学生の範囲は、次のとおりです。
 - ア 大学に在学する学生（非正規学生を除く。）であること。
 - イ 大学が学生交流協定等を取り交わした協定校に、当該協定等に基づき留学する者で、留学期間が3か月以上1年未満であること。
 - ウ 留学の目的及び計画が明確で、留学の成果が期待でき、留学終了後、大学で学業を継続する意思のある者。

なお、当該留学のために大学を休学し留学する者も含まれます。
 - エ 上記イに準ずる派遣留学生として、後援会が特に認める者。
- (3) 奨学金の支給手続などは、次のとおりです。
 - ア 派遣留学が決定した学生は、派遣の1か月前までに奨学金申込書を研究連携室国際交流チームに提出し、後援会に奨学金の支給を請求します。
 - イ 後援会は、選考の上、派遣留学生への奨学金支給を決定します。
 - ウ 奨学金支給が決定した派遣留学生は、後援会が開催する奨学金授与式に出席します。日程は、決定次第お知らせします。
 - エ 奨学金の支給を受けた派遣留学生は、留学終了後に後援会に対し、留学レポートを提出します。
 - オ なお、派遣留学生が奨学金の支給を受けた後、留学計画に重大な変更が生じたときは、後援会の決定に基づき、奨学金の返還を求められる場合があります。

上越教育大学国際交流推進後援会

上越教育大学における国際交流の推進を支援し、教育及び学術研究の進展に寄与することを目的として設立された組織です。

本学教職員等の会員による会費及び寄附金より運営され、本学の国際交流、留学生交流に関する各種支援事業を行っています。



上越教育大学

留学案内

A Study Abroad Guide to Joetsu University of Education

2011

<http://www.juen.ac.jp/>

目 次 Contents

上越教育大学の趣旨・目的 Outline and Characteristics of the University	1
大学院 Graduate Courses	2
学部 Undergraduate Courses	3
入学情報 Admission Information	4
交流協定校からの交換留学 Exchange Student	5
入国手続 Procedures for Entering Japan	7
渡日 Coming to Japan	7
留学生支援 Support for International Students	8
留学生活 Student Life	9
上越教育大学データ Data of Joetsu University of Education	12
上越教育大学への経路 Access to Joetsu University of Education	14

留学に関する問合せ先

Contact Info For Inquiries About Study Abroad

上越教育大学国際交流推進室

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

TEL : 025-521-3299

FAX : 025-521-3621

E-mail: ryugaku@juen.ac.jp

International Exchange Office, Joetsu University of Education

1, Yamayashiki-machi, Joetsu-shi, Niigata-ken 943-8512 JAPAN

TEL : +82-25-521-3299

FAX : +82-25-521-3621

E-mail: ryugaku@juen.ac.jp

上越教育大学の趣旨・目的

Outline and Characteristics of the University

今日の教育は、広く国民の大きな関心を集め、教育の制度や内容は大きく発展してきました。

そして、その中心となる学校教育を担う教員に対しては、教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い一般的教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められています。

上越教育大学は、今も変わることのない、このような社会的要請にこたえて、主として初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供することを趣旨とする大学院修士課程と、初等教育教員を養成する学部を持ち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進する国立の教育大学として、1978年10月1日に設置されました。

大学院は、学校教育研究科とし、修士課程を置き、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、そのために、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしています。

学部は、学校教育学部とし、初等教育教員養成課程を置き児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としており、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性にかんがみ、学生の人間形成についても重視することとしています。

また、1996年4月1日教員養成系としては初めて、兵庫教育大学に設置された「大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」は、本学、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学が、それぞれの大学院修士課程における実績の上に、連携協力して教育・研究組織を編成し、学校教育における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、それを踏まえた高度の研究・指導能力を備えた人材を育成することを目的としています。

さらに、2008年4月1日、教職大学院制度発足に合わせ、大学院学校教育研究科に、専門職学位課程（教職大学院）を設置し、教職に関する精深な学識を身につけ、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を有する教育者を育成することを目的としています。

Reflecting the fact that the education is a great concern among a wide range of people in Japan, the educational system and teaching materials have demonstrated remarkable development. Teachers responsible for school education, which is positioned in the center of the Japanese educational system, are strongly required to have superior qualifications and capabilities as experts, including a general education backed by their sense of mission and human love as educators, deep understanding of pedagogical philosophy and methodologies and of human growth and development, academic ability specialized in the subject areas that they teach, excellent teaching skills, and so on.

In response to such social needs of the times, which remain unchanged until today, Joetsu University of Education was founded on October 1st, 1978 as a national university that aims to promote the theoretical and practical studies regarding school education, incorporating the Graduate School of Education, which intends to provide mainly school teachers for primary and secondary education with opportunities in academic research and training, along with the College of Education, offering undergraduate courses to train future teachers of primary education.

The Graduate School of Education (Master's Program) conducts comprehensive and specialized studies of various sciences chiefly involved in the theory and practice of elementary and secondary education. It also offers school teachers the opportunity of pursuing advanced research and improving their theoretical and practical abilities.

For that purpose, approximately two-thirds of the admission capacity of the Graduate School of Education is allotted to the teachers who have at least three years of teaching experience.

The College of Education offers undergraduate courses which train students to have excellent teaching abilities in all the subject areas of elementary education. The course work also cultivates a comprehensive understanding of the processes of growth and development in children. Considering the importance of primary education as the starting-point for people's lifelong learning, special emphasis is placed on building the characters of the students who intend to become elementary school teachers.

In 1996 the Joint Graduate School in Science of School Education was opened at Hyogo University of Teacher Education as the first Ph. D. Program in the field of teacher training in Japan. Its educational and research system is organized on a cooperative arrangement among four universities, Joetsu, Hyogo, Okayama, and Naruto. Supported by the experiences and achievements of each university's Master's Program, the Joint Graduate School (Ph. D. Program) conducts practical research on educational activities and the teaching of subject areas, and thereby aims to train capable persons with high abilities of research and instruction.

In addition, in 2008, The Professional Degree Program (Graduate School of Professional Teaching) was established in the Graduate School of Education by the development of the Teaching Profession Graduate School System. The purposes of this degree course are to promote knowledge about teaching professionalism, and to train educators who have abilities to deal quickly and effectively with various problems and phenomena in school education.

大学院 Graduate Courses

兵庫教育大学大学院 連合学校教育学研究科 Joint Graduate School in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education	
博士課程 Ph. D. Program	
学校教育実践学専攻	Field of School Instruction
先端課題実践開発専攻	Field of Instructional Development in Forefront Issues
教科教育実践学専攻	Field of Content Area Instruction

大学院学校教育研究科 Graduate School of Education	
修士課程 Master's Program	
学校教育専攻	School of Education
学校臨床研究コース	Clinical Study of School Education
臨床心理学コース	Clinical Psychology
幼児教育コース	Early Childhood Education
特別支援教育コース	Special Supportive Education
教科・領域教育専攻	Specialized Subject Fields of Education
言語系コース	Language Education
社会系コース	Social Studies Education
自然系コース	Science Education
芸術系コース	Music and Fine Arts Education
生活・健康系コース	Living and Health Sciences Education
専門職学位課程 Professional Degree Program	
教育実践高度化専攻	Teacher Professional Development
教育実践リーダーコース	Curriculum and Teaching
学校運営リーダーコース	Educational Administration

大学院学校教育研究科は、「学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成すること」を目的としています。

The Graduate School of Education aims for “teaching and researching the theories and applications pertaining to school education, giving detailed and deep scholarship in a wide scope, promoting the efforts of research while supporting the mission and passion of those who are engaged with education, and train promising educators provided with the capability of creatively promoting educational research in the field of elementary school and junior high school education and with the advanced practical leadership”.

学部 Undergraduate Courses

学校教育学部 College of Education	
初等教育教員養成課程 Teacher Training Courses for Elementary and Early Childhood Education	
学校教育専修	School of Education
学校臨床コース	Clinical Study of School Education
臨床心理学コース	Clinical Psychology
幼児教育コース	Early Childhood Education
教職デザインコース	Teacher Professional Development
教科・領域教育専修	Specialized Subject Fields of Education
言語系コース	Language Education
社会系コース	Social Studies Education
自然系コース	Science Education
芸術系コース	Music and Fine Arts Education
生活・健康系コース	Living and Health Sciences Education

学校教育学部は、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としています。また、特定の分野についての専門性を深めるため、2年次から学校教育（4コース）、教科・領域教育（5コース）の各専修・コースに所属して履修します。

専修・コースの決定は、本人の希望と1年次の成績に基づいて行います。

The College of Education aims for teaching and researching the professional arts and sciences pertaining to school education to give broad and rich knowledge and training elementary school teachers provided with excellent instruction capability in the field of practical education. Further, to deepen expertise in particular fields, students belong to and learn a special course in the school education courses (4 courses) or curriculum/area courses (5 courses) from the secondary year.

Decision of a special course is made based on the student's intention and his/her score in the primary year.

入学情報 Admission Information

◇大学院学生

Graduate School Students

入試情報は、ホームページでご確認ください。
兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）については、下記のホームページをご覧ください。

For the information on entrance examinations, please visit our website. For the Joint Graduate School in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education (Ph.D. Program), please visit the website below.

◆兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科

The Joint Graduate School in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education Website
>>>>> <http://www.office.hyogo-u.ac.jp/jgs/>

◇学部学生

College Students

入試情報は、ホームページでご確認ください。

For the information on entrance examinations, please visit our website.

◇研究生

Research Students

特定の専門事項について研究することを志願する方に、選考の上、入学を許可する制度です。

概要は次のとおりですが、詳細はホームページでご確認ください。

- ・ 入学時期
前期（4月1日）又は後期（10月1日）
- ・ 研究期間
1年以内です。引き続き研究を希望する方は、通算2年の範囲内で延長することができます。
- ・ 出願書類提出期限
4月入学 海外居住者：2010年12月3日
日本居住者：2011年2月10日
10月入学 海外居住者：2011年6月3日
日本居住者：2011年7月29日
- ・ 入学に係る経費
検定料 9,800円
入学料 84,600円
授業料 29,700円×在学月数
※納付金の改定が行われた場合は、改訂後の金額が適用されます。
- ・ 出願には、次のいずれかの要件を課しています。
日本語能力試験N2（旧2級）以上
J.TEST実用日本語検定A-Dレベル試験準B級以上
日本留学試験（日本語）200点以上

This system selects from applicants for research on specific professional items and gives permission for entrance.

The overview is described below. For details, please visit our website.

- ・ Time of entrance
First term (April 1) or second term (October 1)
- ・ Research period
Within one year. For those who want to continue the research, the period can be extended up to two years.
- ・ Deadline for submission of application paper
Entrance in April:
Applicants from overseas - December 3, 2010
Applicants inside Japan - February 10, 2011
Entrance in October:
Applicants from overseas - June 3, 2011
Applicants inside Japan - July 29, 2011
- ・ Expenses for entrance
Examination fee - 9,800 yen
Entrance fee - 84,600 yen
Course fee - 29,700 yen x months in school
*If any expense is revised, the amount after revision applies.
- ・ Application requires one of the following qualifications:
Japanese Language Proficiency Test N2 (former Class 2) or above
J.TEST of Practical Japanese Test level A-D Pre-B level or above
Examination for Japanese University Admission for International Students (EJU) (Japanese language) 200 points or above

交流協定校からの交換留学 Exchange Student

本学は、7ヶ国9大学との間で交流協定を結び、交換留学を行っています。

This university has concluded the student exchange agreements with 9 universities in 7 countries and performs student exchange.

◇出願資格

Qualification for Applicants

交流協定校から派遣される学生であり、6ヶ月もしくは1年の期間留学できること。日本語能力試験N2（旧2級）以上に合格していること、もしくは、J.TEST実用日本語検定A-Dレベル試験準B級以上に認定されていること。

Applicants shall be those who are dispatched from the universities in the student exchange agreements and be able to stay for six months or one year. The applicants shall have passed the Japanese Language Proficiency Test N2 (former Class 2) or above or qualified as the J.TEST of Practical Japanese Test level A-D Pre-B level or above.

◇出願手続

Application Procedures

所属大学の担当窓口へ照会してください。

Please contact the person in charge in the university to which you belong.

◇選考

Selection Process

書類審査による選考を行います。

Selection will be based on document review.

◇身分

Position

本学における在籍身分は、特定の授業科目を履修する特別聴講学生又は特定の専門事項を研究する特別研究学生です。

The position in this university is a Special auditor who learns a particular lesson or a special research student who researches a particular professional item.

◇入学に係る経費

Expenses for Entrance

検定料、入学料、授業料は不徴収です。これ以外の諸経費は各自の負担です。

The examination fee, entrance fee, and course fee are not collected. Other expenses are to be borne by each student.

◇留学までの日程

Schedule until Stay in This University

- ①所属大学に申込
- ②本学で受入れを決定
入学許可書を所属大学に送付
- ③在留資格認定証明書交付申請
本学での代理申請を希望する場合は、所属大学に必要な書類を提出します。
- ④③で代理申請希望した者の在留資格認定証明書を所属大学に送付
- ⑤本人が日本大使館で査証の手続
- ⑥渡日
- ⑦交換留学開始

- (1) Application to the university to which you belong.
- (2) This university determines acceptance.
The written entrance permission is sent to the university to which you belong.
- (3) Application for authorization of resident eligibility
If you want this university to apply instead of you, submit the necessary documents to the university to which you belong.
- (4) The authorization of resident eligibility applied by this university instead of the applicant in (3) is sent to the university to which you belong.
- (5) The applicant himself/herself follows the Visa procedure at the Japanese Embassy.
- (6) Coming to Japan.
- (7) Start of student exchange.

◇奨学金

Scholarship

日本学生支援機構の留学生交流支援制度（短期受入れ）があり、奨学金が支給されます。

本学から依頼した交流協定校から推薦を受けた者の中から、選考の上、決定されます。

The Student Exchange Support Program (Scholarship for Short-term Study in Japan) provided by the Japan Student Services Organization is available, and scholarship is supplied.

The student who will receive the scholarship is selected and determined among those who are recommended by the universities in the exchange agreement which this university has requested for such recommendation.

日本学生支援機構 Japan Student Services Organization
留学生交流支援制度 Student Exchange Support Program (Scholarship for Short-term Study in Japan)

入国手続 Procedures for Entering Japan

◇海外から本学に入学する場合

Entering This University from Overseas

自国の政府から旅券の発給を受け、その旅券にあらかじめ日本国大使館・領事館等で入国目的に合致した「留学」の査証を受けることが必要です。

「留学」の査証を受けるには、入学許可書の写し又は入学を認める証明書が必要です。

また、日本の入国管理局が発行する「留学」の在留資格認定証明書が必要です。

You must apply for issuance of your passport from the government of your country and obtain the Visa of "overseas education" meeting the purpose of entry in the Japanese Embassy or Consulate.

To receive the Visa of "overseas education", a copy of the entrance permission or a certificate permitting entrance is necessary.

Further, the authorization of resident eligibility for "overseas education" issued by the Immigration Bureau of Japan is necessary.

◇日本居住者が本学に入学する場合

A Resident in Japan Entering This University

現在の在留資格が「留学」でない場合は、入国管理局で在留資格変更申請の手続が必要です。

引越により住所が変更になった場合は、市役所等に外国人登録証明書の住所変更や国民健康保険証の発行手続が必要です。

If the current resident status is not "overseas education", the resident status change must be applied for at the Immigration Bureau.

If the address is changed as a result of moving, the address change in the alien registration certificate and the National Health Insurance card issuance procedure are required at the city hall, etc.

◆外務省日本留学総合ガイド

The Ministry of Foreign Affairs of Japan

Study in Japan Comprehensive Guide Website >>>>>> <http://www.studyjapan.go.jp/>

◆法務省入国管理局

Immigration Bureau of Japan Website >>>>>> <http://www.immi-moj.go.jp/>

渡日 Coming to Japan

◇空港から本学への移動

Moving from the Airport to This University

渡日前に、空港から大学の最寄り駅やバス停までの移動方法や乗り方を連絡します。最寄り駅やバス停へは、指導教員又はチューターが迎えに行きます。

Prior to your visit to Japan, you will be advised about how to move from the airport to the bus stop or train station near the university. Your supervisor or tutor will be waiting for you at the bus stop or train station.

◇到着後の手続

Procedures After Arrival

大学到着後に、事務手続、寝具の購入又はレンタルの手続、当面必要な食料品や生活用品の購入をします。

渡日後1週間以内に、外国人登録証の申請手続、国民健康保険と国民年金保険の加入手続、銀行口座の開設をします。

いずれも本学担当者がサポートします。

After arrival at the university, you will follow the deskwork procedure, bedclothing purchase or rental procedure, and purchase food and livingware required for the meantime.

Within one week after arriving in Japan, you will go through the application procedure for your alien registration card, the subscription procedures to the National Health Insurance and the National Pension Insurance, and open a bank account.

In any case, a representative in the university will support you.

◇日本への持ち物

What Should be Brought to Japan

印鑑（ゴム印でないもの）を持ってくると、各種手続きが円滑に進みます。

If you bring a personal seal stamp (not made of rubber), various procedures will be smoothed.

留学生支援 Support for International Students

◇支援体制

Support System

- ◆国際交流推進室
本学の国際交流，留学生交流の充実・発展のための中心的な役割を担っています。
- ◆国際交流推進室協定校交流推進部会
本学への留学相談に応じています。
- ◆国際交流推進室留学生支援部会
国際交流推進室に置かれ，留学生及び留学生指導教員の支援についての体制づくりを行い，関係組織・関係者への周知に努めるとともに，国際交流推進室との連携を保ちつつ，留学生及び留学生指導教員の支援に関わる問題に迅速・柔軟に対処します。
- ◆留学生指導教員
留学生への教育・研究指導のみならず，親身になって修学支援，生活支援，日本語支援，連携支援に目を配るとともに，留学生の在籍管理を行います。
- ◆留学生が在籍する学系・コース
留学生及び留学生指導教員の支援を，学系長・コース長の監督のもと積極的に行うとともに，留学生の研究環境等を整えるよう努めています。
- ◆研究連携室国際交流チーム
留学生受入れ，修学・生活支援，各種奨学金，交流事業，研修プログラムに関する事務を担当しています。

- ◆ International Exchange Office
Plays the main role for enhancement and development of international exchange and foreign student exchange of this university.
- ◆ International Exchange Office, Exchange with Agreed Schools Promotion Sectional Meeting
Supports consultation on staying in this university.
- ◆ International Exchange Office, Foreign Students Support Sectional Meeting
Deployed in the International Exchange Office, organizes support for foreign students and supervisors for foreign students, makes efforts in notifying the organizations and people concerned of the support, and takes actions against issues pertaining to the support for foreign students and supervisors for foreign students while keeping collaboration with the International Exchange Office.
- ◆ Supervisors for foreign students
Supervises the education for and research by foreign students as well as learning supports, living support, language support, collaboration support empathically and manages registration of foreign students.
- ◆ Learning system/course in which foreign students are registered
Positively supports foreign students and supervisors for foreign students under supervision of the learning system leader/course leader and makes efforts in arranging the research environment, etc. for foreign students.
- ◆ Research Cooperation Office, International Exchange Team
Is in charge of deskwork pertaining to acceptance of foreign students, learning/living support, various scholarships, exchange programs, and training programs.

◇日本語補講プログラム

Japanese Language Extra Class Program

正規の授業とは別に，留学生の日本語能力に応じた日本語の補講を受けることができます。
日本語運用能力向上を図るため受講すべき「必要補講」と，受講することが望まれる「選択科目」とがあります。

In addition to ordinary lessons, you can take the Japanese language extra class according to your Japanese language capability.
There are the “mandatory extra class” necessary to improve the Japanese language capability and the “optional course” that is desired to be taken.

◇チューター制度

Tutor System

日本人学生が，渡日して1年以内の外国人留学生に対して，学習・研究指導を中心に，日本語指導，日常の世話などを行います。

Japanese students perform guidance of learning and research including Japanese language guidance and daily care for foreign students who have been in Japan for one year or less.

◇留学生交流プラザ

Foreign Student Communication Plaza

留学生の学習や交流の場として設置しており、パソコン、日本語に関する書籍などが置いてあります。

利用時間内（8:30～17:00）であれば、自由に利用することができます。

This plaza is provided for learning and communication among foreign students. PCs and Japanese language related books are available.

Within the utilization time (8:30 - 17:00), you can freely use them.

留学生生活 Student Life

◇学生宿舎

Student's Dormitories

キャンパス内の一面に、日本人学生及び外国人留学生並びに外国人研究者の用に供する国際学生宿舎と、単身用学生宿舎及び世帯用学生宿舎が設置されています。

国際学生宿舎の居室には、必要な設備・備品が設置されています。単身室は次のとおりです。

居室の照明、網戸、給湯設備、ミニキッチン、ユニットトイレ、冷暖房用空調設備、シングルベッド、片袖机、回転椅子、書棚、洋服ダンス、吊り書棚、冷蔵庫、電気スタンド。

In an area within the campus, the International House for Japanese students, foreign students, and foreign researchers, the Dormitory for Singles, and the Dormitory for Families are provided.

In each room of the International House, the necessary equipment and fixtures are provided. Rooms for singles are provided with the following:

Room lighting, screen door, hot water supply equipment, mini-kitchen, unit toilet, air-conditioning equipment, single bed, desk with one-sided drawers, rotating chair, book shelf, clothespress, hanging book shelf, refrigerator, lamp stand

◇生活費

Cost of Living

日本学生支援機構が実施している私費外国人留学生生活実態調査（2007年度）を参考に、国際学生宿舎単身室に入居した場合をあてはめると、授業料を除き、次のとおりとなります。目安にしてください。

・学習研究費（教科書代・文房具代など）	9,000円
・食費	25,000円
・住居費	5,900円
・電気・ガス・水道料金	8,000円
・保険・医療費	3,000円
・趣味・娯楽費	9,000円
・その他の日常的な経費	12,000円

For using a single room in the International House, the costs of living except for the course fee are as follows according to the private foreign student living status research conducted by the Japan Student Services Organization (the year 2007):

・ Learning and researching cost (textbook, stationery, etc.):	9,000 yen
・ Meals:	25,000 yen
・ Housing:	5,900 yen
・ Electricity, gas, service water:	8,000 yen
・ Insurance and medicare:	3,000 yen
・ Hobbies and amusement:	9,000 yen
・ Other daily expenses:	12,000 yen

◇行事

Event

本学では、留学生支援のための様々な行事を行っています。また、地域の国際交流団体などによる交流行事が行われています。日本人学生、教職員、地域の方々などとの交流ができます。主な行事は次のとおりです。

- ・外国人留学生との意見交換会
- ・民謡流し参加
- ・大学祭参加
- ・スキーのつどい
- ・国際交流のつどい
- ・日本文化研修ツアー

This university conducts various events to support foreign students. Also, local international communication entities perform communication events. You can communicate with Japanese students, teachers and clerks, and local people. Main events are as follows:

- ・Opinion exchange with foreign students
- ・Participation in Min-yo Nagashi
- ・Participation in the campus festival
- ・Ski meeting
- ・International exchange meeting
- ・Japanese culture training tour

◇授業料免除

Exemptions from Tuition Fees

学部学生又は大学院学生で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、及び学資負担者の死亡などのため納付が著しく困難であると認められる場合に、願い出により、選考の上、半額もしくは全額の免除又は徴収を猶予する制度があります。

If a college student or a graduate school student can hardly pay the course fee due to an economic reason but he/she is admitted to be excellent in learning, or if it is extremely difficult to pay the course fee because of death of the supporter, a system is available that exempts or prolongs collection of a half or the whole of the amount after application and selection.

◇奨学金

Scholarship

◆日本政府（文部科学省）奨学金

- ・研究留学生 : 大使館推薦, 大学推薦, 国内採用
月額152,000円～153,000円
- ・教員研修留学生 : 大使館推薦
月額152,000円～153,000円
- ・学部留学生 : 大使館推薦, 国内採用
月額123,000円
- ・日本語・日本文化研修留学生 : 大使館推薦, 大学推薦
月額123,000円

大使館推薦は、渡日前に日本国外で応募するもので、最寄りの在外日本公館へ問い合わせてください。

大学推薦は渡日前に日本国外で応募するもので、所属大学に問い合わせてください。

国内採用は、渡日後に日本国内で応募するもので、入学後に募集のお知らせをします。

◆日本学生支援機構奨学金

私費外国人留学生学習奨励費があり、学部レベルが月額48,000円、大学院レベルで月額65,000円が支給されます。入学後に募集のお知らせをします。

◆その他の奨学金

地方自治体、国際交流団体、民間企業、民間奨学団体が支給しているもので、支給金額は様々です。渡日前に日本国外で応募するものと渡日後に日本国内で応募するものがあります。

◆ Japanese Government Scholarships

- ・ Research students : Embassy recommendation, University recommendation, Selection in Japan
152,000～153,000 yen/month
- ・ Teacher training student : Embassy recommendation
152,000～153,000 yen/month
- ・ Undergraduate student : Embassy recommendation, Selection in Japan
123,000 yen/month
- ・ Japanese studies student : Embassy recommendation, University recommendation
123,000 yen/month

Embassy recommendation should be applied for outside of Japan prior to coming to Japan. Please contact the Japanese diplomatic office in your country.

University recommendation should be applied for outside Japan prior to coming to Japan. Please contact your home university.

Selection in Japan should be applied for in Japan after arrival. There will be a notice for the recruitment after entering this university.

◆ Scholarships by Japan Student Services Organization

The Honors Scholarship for Privately Financed International Students is available. At the department level, 48,000 yen is supplied a month. At the postgraduate school level, 65,000 yen is supplied a month. There will be a notice for the recruitment after entering this university.

◆ Other Scholarship

Local entities, international exchange entities, private companies, and private scholarship entities supply various amounts. These funds are applied for outside Japan before coming to Japan or inside Japan after coming to Japan.

◆日本学生支援機構日本留学奨学金

Japan Student Services Organization

Scholarships for Study in Japan website

>>>>>> http://www.jasso.go.jp/study_j/scholarships.html

◇アルバイト

Part-time Work

留学中の学費や必要経費を補うため、アルバイトをすることができます。本学の許可と入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

学業に支障がないこと、貯金や仕送りのためではないこと、風俗営業ではないこと、定められた労働時間の範囲内であることが条件です。

労働時間は、大学院学生など正規学生は1週28時間以内、研究生など非正規学生は1週14時間以内と定められています。

Foreign students can choose part-time jobs to supplement the learning fee and necessary expenses during the stay in this university. It is necessary to obtain the permission from this university and the Immigration Bureau's permission for non-qualified activities.

It is mandatory that the part-time job does not cause troubles in learning; it is not for money saving or remittance; it is not entertainment and amusement business; and it is within the range of the specified working time.

The working time is specified to be up to 28 hours/week for regular students such as graduate school students, and up to 14 hours/week for irregular students such as research students.

上越教育大学データ Data of Joetsu University of Education

◇学生数 Number of Students

大学院学校教育研究科 Graduate School of Education

入学定員 Admission capacity	1年次 1st Year	2年次 2nd year	合計 Total
300	302 (13)	383 (12)	685 (25)

学校教育学部 College of Education

入学定員 Admission capacity	1年次 1st year	2年次 2nd year	3年次 3rd year	4年次 4th year	合計 Total
160	175	171	166	171	683

大学院連合学校教育学研究科 Joint Graduate School in Science of School Education *

入学定員 Admission capacity	1年次 1st year	2年次 2nd year	3年次 3rd year	合計 Total
24	9 (1)	10 (2)	11 (3)	30 (6)

* 入学定員は、兵庫教育大学大学院学校教育学研究科の入学定員で、現員は、上越教育大学への配属学生数
The admission capacity indicates that of the Joint Graduate School collectively, and present number here indicates the number of students assigned specifically to Joetsu University of Education.

2010年5月1日現在 As of May 1,2010

()内は、外国人留学生で内数 The figures in parentheses indicate the number of foreign students.

◇修了者・卒業者数 Number of Graduates

1984-2009	大学院学校教育研究科 Graduate School of Education	5,663 (3,310)
	学校教育学部 College of Education	4,937

()内は、現職教員で内数 The figures in parentheses indicate the number of in-service teachers.

◇外国人留学生数 Number of Foreign Students

国・地域名 Countries and Area	大学院学生 Graduate school students	学部学生 College students	特別聴講学生 Special auditors	研究生 Research students	合計 Total
中国 China	26 (3)		2	6	34 (3)
韓国 Korea	1				1
ベトナム Viet Nam	1				1
台湾 Taiwan	1 (1)				1 (1)
トルコ Turkey			1		1
フランス France	1 (1)				1 (1)
チェコ Czech	1 (1)				1 (1)
合計 Total	31 (6)		3	6	40 (6)

2010年5月1日現在 As of May 1,2010

()は、博士課程で内数 The figures in parentheses indicate the number of Ph. D. Program.

◇海外派遣留学生 Students Studying Abroad

区分 Classification	大学名 Universities	2006	2007	2008	2009	2010
留学生交流支援制度（短期派遣） Student Exchange Support Program (Scholarship for Short-term Study Abroad)	グラスゴー大学 University of Glasgow	1	1	0	1	0
	北京師範大学 Beijing Normal University				1	

◇交流協定校

Agreement of International Academic Exchange

国・地域名 Countries and Area	大学等名 Universities and Schools
中国 China	哈爾濱師範大学 Harbin Normal University
韓国 Korea	韓国教員大学校 Korea National University of Education
アメリカ合衆国 United States of America	アイオワ大学 The University of Iowa
中国 China	北京師範大学 Beijing Normal University
イギリス United Kingdom	グラスゴー大学 University of Glasgow
トルコ Turkey	チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学 Canakkale Onsekiz Mart University
台湾 Taiwan	国立嘉義大学 National Chiayi University
中国 China	内モンゴル民族大学 Inner Mongolia University for Nationalities
オーストラリア Australia	ウーロンゴン大学 University of Wollongong
オーストラリア Australia	ウェストミンスター・スクール Westminster School

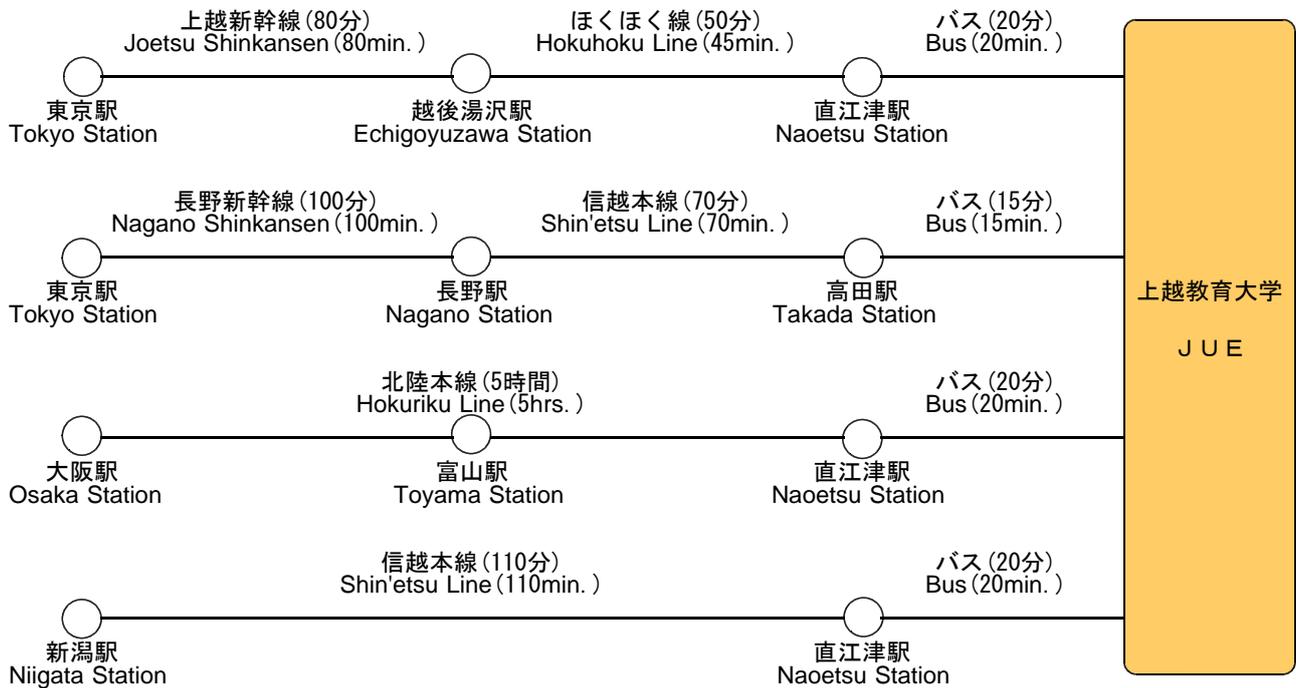
◇役員・職員数

Number of Officials and Staff

役員 Officials	学長 President	1
	理事 Executive Directors	3
	監事 Auditors	2
職員 Staff	副学長 Vice President	4
	大学教員 Teachers of University	167
	附属学校教員 Teachers of University Attached Schools	42
	事務局職員 Administrative Staff	93
合計 Total		312

2010年5月1日現在 As of May 1, 2010

上越教育大学への経路 Access to Joetsu University of Education



上越市は、平野部、山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有し、国定公園、県立自然公園など美しい景観や多様な自然に恵まれています。

気候は、四季の変化がはっきりしています。冬期には日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により大量の降雪があり、海岸部を除いた地域は日本有数の豪雪地帯となっています。

Joetsu City has versatile geographical features including the plain, mountain, and coast with beautiful sights and various natures with the semi-national park and prefectural natural park.

In this region, four seasons are clearly recognized: a lot of snowfall in winter due to the seasonal wind from the continent; the areas excluding the coast are the heavy snowfall zone that is famous in Japan.



全景
View



春
Spring



秋
Autumn



国際学生宿舎
International House



スキーのつどい
Ski



発行／

上越教育大学国際交流推進室

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

Published by

International Exchange Office,

Joetsu University of Education

1, Yamayashiki-machi, Joetsu-shi, Niigata-ken 943-8512

JAPAN

哈爾濱師範大学からの研究生受入れに関する協定

上越教育大学（日本国）は、哈爾濱師範大学（中華人民共和国）から本学大学院入学を目的とした研究生の受入れについて、本協定により行うものとする。

- 1 上越教育大学は、毎年3月末までに、研究生の受入専攻・コース及び受入人数を哈爾濱師範大学に通知するものとする。
- 2 哈爾濱師範大学は、同大学学部卒業者を上越教育大学の研究生として推薦するものとし、推薦人数は、上越教育大学が通知した受入人数までとする。
なお、学生交流に関する覚書に基づき上越教育大学に受け入れた協定留学生在が、当該留学期間終了後に研究生として入学する場合は、1の受入人数に含めるものとする。
- 3 推薦する者に係る検定料は、哈爾濱師範大学が責任をもって、当該者から集めて、上越教育大学に一括して納入するものとする。
- 4 哈爾濱師範大学が2によって、上越教育大学の研究生として推薦する者は、中華人民共和国において学校教育における16年の課程を修了した者で日本語能力試験N2（旧2級）以上に合格した者、もしくは、J. TEST 実用日本語検定A-Dレベル試験準B級以上に認定された者とする。
- 5 上越教育大学は、哈爾濱師範大学から推薦があった者について、選考を行い、研究生として受入れを決定する。
- 6 上越教育大学は、5により選考した結果、研究生として受入れを決定した者にはその旨を通知するものとする。なお、哈爾濱師範大学へは、推薦された者全員の選考結果を通知するものとする。
研究生として受入決定を受けた者は、上越教育大学の定めるところにより、入学のための所定の手続を行うとともに、入学料を納入するものとする。
- 7 6によって受入決定を受けた者の入学料は、哈爾濱師範大学が責任をもって、当該者から集めて、上越教育大学に一括して納入するものとする。
- 8 受入決定を受けた研究生の入学の時期は、毎年10月とする。ただし、特別の事情がある場合は、両大学で協議するものとする。
- 9 研究生の授業料は、当該研究生が入学後に上越教育大学の定めるところにより納入するものとする。

- 1 0 研究生の研究期間は、1年以内とする。なお、引き続き研究を希望する者は、通算2年の範囲内で、許可を得て研究期間を延長することができる。
- 1 1 入学した研究生は、上越教育大学の諸規則を遵守するものとする。
- 1 2 研究生は、10の期間中に上越教育大学大学院（修士課程）入学者選抜試験を受験するものとする。
上越教育大学は受験結果を哈爾濱師範大学に通知するものとする。
- 1 3 研究生で、10の期間中に上越教育大学大学院に入学できなかった者は、当該期間内に原則として帰国するものとする。
- 1 4 研究生が12によって上越教育大学大学院に入学し、同大学院を修了したときは、原則として帰国するものとする。
- 1 5 上越教育大学は、研究生が上越教育大学大学院に進学し、同大学院を修了した場合、哈爾濱師範大学にその旨を通知するものとする。
- 1 6 この協定は、日本語及び中国語により各2通作成し、両大学代表者署名の日から効力を有し、有効期間を5年間とする。ただし、特別な事情が生じた場合には、どちらかの大学が1年前に通告することによって中止させることができる。
- 1 7 本協定書以外の必要な事項は、両大学で協議のうえ決定する。

国立大学法人上越教育大学代表者署名

哈爾濱師範大学代表者署名

2011年5月10日

2011年5月20日

国立大学法人上越教育大学長

哈爾濱師範大学長

若井 彌一

若 井 彌 一

王 選 章

王 選 章

【別添資料10-2-1】

- 授業科目 ○学校教育学部 「海外教育研究A」
科目区分：人間教育学関連科目／実践的人間理解科目／異文化理解
標準履修年次：1年 単位区分：自由
- 大学院修士課程「海外教育特別研究A」
科目区分：専攻科目／専門科目／学校臨床研究に関する科目
単位区分：選択
- 単位数 2
- 開講時期 通年・不定期，一部集中（オーストラリア）
- 担当教員 国際交流推進室

【授業の到達目標・テーマ】

外国での短期間の生活を通じて，その国の教育の実態及びその背景をなす文化に直接触れ，自国とは異なる教育の制度・内容等の理解の深化を図り，教育者として必要とされる広い視野や高い見識及び豊かな人間性の育成を図る。

【授業の概要】

オーストラリアにおける教育事情を体験・研究する。

現地研修は，アデレードにある本学交流協定校のウェストミンスター校（幼稚園，小・中学校，高等学校の一貫教育を実施している私立学校）の協力を得て，授業参観や英語による授業実践を行う。

【履修条件・注意事項（授業時間外の課題等）】

事前学習を前期から行い，現地研修は2～3月に実施する。

履修登録に加え，参加申込手続が必要である。参加者の募集は掲示板で連絡するので，履修希望者は申し込むこと。参加経費は募集の際に案内する。

授業は，参加者決定後に開始する。

【授業計画・内容】

事前学習

1. ガイダンス
2. 英語学習
3. オーストラリアの生活・文化・教育についての講義
4. 英語による授業実践の準備，授業案作成

現地研修（2～3月の約10日間で実施予定）

1. オーストラリア現地視察・研究
 - ・現地学校での授業参観・授業実践
 - ・アデレード，シドニーでの文化体験学習

事後学習

1. レポート作成
2. 報告会
3. 報告書の編集

【成績評価の方法】

事前学習，現地研修，事後学習を総合して評価する。

【教科書・参考書】

授業時に指示する。

- 授業科目 ○学校教育学部 「海外教育研究B」
科目区分：人間教育学関連科目／実践的人間理解科目／異文化理解
標準履修年次：1年 単位区分：自由
- 大学院修士課程「海外教育特別研究B」
科目区分：専攻科目／専門科目／学校臨床研究に関する科目
単位区分：選択
- 単位数 2
- 開講時期 休講（隔年開講）
- 担当教員 国際交流推進室

【授業の到達目標・テーマ】

外国での短期間の生活を通じて、その国の教育の実態及びその背景をなす文化に直接触れ、自国とは異なる教育の制度・内容等の理解の深化を図り、教育者として必要とされる広い視野や高い見識及び豊かな人間性の育成を図る。

【授業の概要】

アメリカ合衆国における教育事情を体験・研究する。

現地研修は、教育現場において英語でのプレゼンテーションを通じた体験学習および研究を行う。さらに本学交流協定校であるアイオワ大学の学生との交流を通し、教員やアメリカでの教育・生活システム、文化の違いなどへの理解を深める。

【履修条件・注意事項（授業時間外の課題等）】

本年度は休講する。次回は平成23年度に開講する予定である。

事前学習を前期から行い、現地研修は2～3月に実施する。

履修登録に加え、参加申込手続が必要である。参加者の募集は掲示板で連絡するので、履修希望者は申し込むこと。参加経費は募集の際に案内する。

授業は、参加者決定後に開始する。

【授業計画・内容】

事前学習

1. ガイダンス
2. グループごとにプレゼンテーションの決定、準備、事前実施
3. 語学研修

現地研修（2～3月の約10日間で実施予定）

1. 希望校見学
2. プレゼンテーション（現地の小・中学校など）
3. ホームステイ
4. アメリカの教育システム講義（アイオワ大学での受講）
5. 文化体験学習（ニューヨーク）
6. アイオワ大学での学生間交流

事後学習

1. レポート作成
2. 報告会
3. 報告書の編集

【成績評価の方法】

事前学習、現地研修、事後学習を総合して評価する。

【教科書・参考書】

授業時に指示する。

- 授業科目 ○学校教育学部 「海外教育研究C」
科目区分：人間教育学関連科目／実践的人間理解科目／異文化理解
標準履修年次：1年
単位区分：自由
- 大学院修士課程「海外教育特別研究C」
科目区分：専攻科目／専門科目／学校臨床研究に関する科目
単位区分：選択
- 単位数 2
- 開講時期 通年・不定期，一部集中（韓国）
- 担当教員 国際交流推進室

【授業の到達目標・テーマ】

外国での短期間の生活を通じて，その国の教育の実態及びその背景をなす文化に直接触れ，自国とは異なる教育の制度・内容等の理解の深化を図り，教育者として必要とされる広い視野や高い見識及び豊かな人間性の育成を図る。

【授業の概要】

韓国における教育事情を体験・研究する。

現地研修は，本学交流協定校である韓国教員大学校を訪問し，同校附属小学校において授業参観や授業実践を行う。また，同校の学部学生・大学院学生との交流を深める。

【履修条件・注意事項（授業時間外の課題等）】

4月下旬～5月上旬に現地研修を行うため，前年度秋に募集し，参加者決定後，すぐに事前学習を始める。

すでに参加者を決定し，事前学習を進めているが，今回は参加者が少ないため再募集する。希望者は，国際交流推進室で参加申込書を受け取り，4月9日までに提出すること。

参加者は，履修登録手続をすること。

【授業計画・内容】

事前学習

1. ガイダンス
2. 韓国教員大学校についての学習
3. 韓国語学習，韓国の文化・マナー
4. 韓国教員大学校附属小学校授業実践準備
5. 出発式・結団式・最終ガイダンス

現地研修（4／27～5／7の11日間で実施）

1. 韓国教員大学校での実地研究（8日間）
 - ・附属小学校での授業実践
 - ・ホームステイ
 - ・韓国教員大学校教員による日本語での講義
 - ・体験学習（韓国文化について）
 - ・地域調査（史跡見学など） など
2. ソウル市内実地研修（2日間）

事後学習

1. 反省と報告レポート作成
2. 報告会
3. 報告書完成

【成績評価の方法】

事前学習，現地研修，事後学習を総合して評価する。

【教科書・参考書】

授業時に指示する。

様式9 (第11条第1項関係)

平成19年4月6日

文部科学大臣 殿

大学等の設置者 (名称) (所在地) (代表者名)	国立大学法人 上越教育大学 新潟県上越市山屋敷町1番地 学長 渡 邊 隆
大 学 等 名	上越教育大学

平成18年度大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)実績報告書

プログラム名称(選定年度)	大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援) (平成18年度)	
事業名称	海外実習による異文化理解マインドの育成	
補助事業の実績等	別紙のとおり	
補助事業実施期間	平成18年4月19日 ~ 平成19年3月31日	
事業推進担当者	氏名	所属・職名
事業推進代表者	わたなべ たかし 渡 邊 隆	学長
事業推進責任者	うすき みゆき 臼 杵 美由紀	学長特別補佐(国際交流担当)
会計事務担当者名	所属・職名	連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)
伊藤 孝之	学務部研究連携室 国際交流チーム主査	電話番号: 025-521-3666, FAX番号: 025-521-3621, e-mailアドレス: kkoryu@juen.ac.jp

様式 9 (第 11 条第 1 項関係)

(別紙 1)

補助事業の実績	<p>① 学内にプロジェクト実施のための部会を設置し、部会スタッフの役割分担を決定し、事業の実施計画の内容とスケジュールの確認を行った。</p> <p>② 本学大学院生にアンケート調査を行い、「海外フィールド・スタディ」開講準備の資料とした。</p> <p>③ 大学院学生が自主的研修として行ったインターンシップ体験に関する報告会を学内で実施した。</p> <p>④ 海外の協定大学及びその周辺の現地学校を現地視察し、現地の教育システムや実習受入れの可能性などについての調査を行った。特にオーストラリアについては、平成 19 年度からのプログラム実施を前提に、その受入体制について詳細に調査し、協力者との綿密な打合せを行った。</p> <p>⑤ オーストラリアで実施する「海外教育（特別）研究」において、実習を受け入れる現地の協力校についての調査及び情報収集を行った。</p> <p>⑥ 学内のアンケート調査、国内調査、海外調査の結果を集約し、「海外フィールド・スタディ」の開講準備と調査報告書作成のための基礎的資料を作成した。</p> <p>⑦ これまでの調査や検討の結果に基づき、平成 19 年度のプログラム開講のため、事前・事後指導の内容、海外受入先との協力体制、評価方法などについて、総合的な検討を行う。また、教材や関連図書の購入などプログラムの実施に向けた具体的な準備を行った。</p> <p>⑧ プロジェクト実施報告書及びプログラムの紹介パンフレットを作成し、本事業の成果を公表した。</p> <p>⑨ 「海外フィールド・スタディ」開講の試行として、オーストラリアにおいて大学院学生のインターンシップを実施し、その実施状況を現地調査した。また、本学学生が参加するオーストラリアの大学における短期英語研修プログラムについて、併せて調査した。</p>
補助事業に係る具体的な成果	<p>① 海外視察調査の担当国と、調査期間、調査目的及び内容についてプロジェクト・メンバーの打ち合わせを重ね、決定し、予定通り実施した。各国教育機関の受け入れ協力の可能性、各国教育事情、学生受け入れ体制の把握、資料収集をすることができた。</p> <p>② 大学院生約 400 人を対象にアンケート調査を実施した結果、特に英語圏への興味が強く、海外での授業参観、教育事情研修、異文化体験についての要望は、非常に強いことがわかった。「海外フィールド・スタディ」の授業内容に、アンケート結果に表れた学生の要望を反映させた。</p> <p>③ 試行として実施した海外実習参加者の報告会を実施し、他学生に体験の発信を行った。報告会には、多くの大学院生が参加し、学生の関心の大きいことがわかった。海外実習参加学生にとっても、自己の体験をリフレクションするよい機会となった。</p> <p>④ 各国訪問調査によって、トルコ、ロシア、中国では、本学学生派遣に対する国際ボランティア的な使命を期待していることがわかった。オーストラリアでは、平成 19 年度カリキュラム化と同時に、実施国として具体的な受入れ協力等について、数回の訪問により確認を行い、科目実施に関する準備体制を整えることができた。</p> <p>⑤ 「海外教育（特別）研究」受入校の協力体制を調査し、参考とする事項を得ることができた。</p> <p>⑥ 各国訪問調査、アンケート調査、大学院生報告会資料等をもとに、報告内容を取りまとめた。</p> <p>⑦ 事前・事後に必要な資料等をまとめ、学生用ファイルを作成した。海外受入校の校長と話し合い、海外実習期間中の評価・コメントを得ることについて承諾を得た。</p> <p>⑧ プロジェクト報告書及びプログラムの紹介パンフレット等を作成し、成果を公表した。</p> <p>⑨ 試行のため、2 名の海外実習自主研修生をオーストラリアに派遣し、ウーロンゴン大学英語研修にも 4 名の学生を派遣した。また、ウーロンゴン大学との協力関係を構築するため、交流の具体案を協議・確認し、今後の交流協定締結に向けて交渉を継続することとなった。</p>

(注) 交付申請書の「補助事業の目的・必要性」、「本年度の補助事業実施計画」と対応させて分かり易く記入すること。

補助事業の目的・必要性

本補助事業の目的は、大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講と海外実習プログラムの開発及び実施体制の構築である。

「海外フィールド・スタディ」は、海外の教育現場インターンシップを通して、自律的な研修活動を行うもので、これまで本学で積み上げられてきた教育現場との協働体制の構築と臨床的研究の実践をコンセプトとした大学院生対象の授業科目である。

教員養成・教師教育において、教員の資質向上としての実践力強化を図る体験的プログラムの導入は、多くの大学で試みられているが、海外をフィールドとして大学院生が自律的な研修を行い、海外の教育現場での長期実践研究に従事する本プログラムは、特色ある取組みであると言える。

本プログラムの実施は、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指すとともに、海外実習プログラムの実施に携わる教職員を中心に大学教職員の教育研究能力の向上をも図ろうとするものであり、グローバル化時代において社会が求めている国際社会に対応しうる人材育成のための教育の充実や、学生・教職員等の国際的流動性の向上に資するものである。

本年度の補助事業実施計画

本年度の補助事業は、以下の計画に沿って事業を実施する。

- ① 4月～5月 プロジェクト実施部会の設置。スタッフの役割分担と実施計画の確認
- ② 6月～10月 学内アンケート調査の検討及び実施・分析
- ③ 7月、11月 大学院学生の自主研修インターンシップの報告会
- ④ 8月～11月 海外の大学訪問及び現地視察による調査の実施
- ⑤ 9月 海外教育（特別）研究の実施状況視察・情報収集の実施
- ⑥ 10月～12月 各調査結果の検討、報告及び資料作成
- ⑦ 10月～2月 大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講準備
- ⑧ 1月～3月 実施報告書、広報パンフレットの作成、印刷及び配布
- ⑨ 3月 海外英語研修及びインターンシップの実施及び実地調査

10. 補助事業の内容

18年度の補助事業の内容は以下のとおりである。

- ① 学内にプロジェクト実施のための部会を設置し、部会スタッフの役割分担を決定し、事業の実施計画の内容とスケジュールの確認を行う。
- ② 本学大学院学生にアンケート調査を実施し、「海外フィールド・スタディ」開講準備のための資料とする。
- ③ 大学院学生が自主的研修として行ったインターンシップ体験に関する報告会を学内で実施する。
- ④ 海外の協定大学及びその周辺の現地学校を実施視察し、現地の教育システムや実習受入れの可能性などについての調査を行う。特にオーストラリアについては、平成19年度からのプログラム実施を前提に、その受入体制について詳細に調査し、協力者との綿密な打合せを行う。
- ⑤ オーストラリアで実施する「海外教育（特別）研究」において、実習を受け入れる現地の協力校についての調査及び情報収集を行う。
- ⑥ 学内のアンケート調査、国内調査、海外調査の結果を集約し、「海外フィールド・スタディ」の開講準備と調査報告書作成のための基礎的資料を作成する。
- ⑦ これまでの調査や検討の結果に基づき、平成19年度のプログラム開講のため、事前・事後指導の内容、海外受入先との協力体制、評価方法などについて、総合的な検討を行う。また、教材や関連図書の購入などプログラムの実施に向けた具体的な準備を行う。

- ⑧ プロジェクトの実施報告書及びプログラムの紹介パンフレットを作成し、本事業の成果を公表する。
- ⑨ 「海外フィールド・スタディ」開講の試行として、オーストラリアにおいて大学院学生のインターンシップを実施し、その実施状況を実地調査する。また、本学学生が参加するオーストラリアの大学における短期英語研修プログラムについて、併せて調査する。

これらを通じて、大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講準備と海外実習プログラムの開発及び実施体制の構築を行い、本学の教育目的である異文化理解マインドを持った教員の養成を図ることが、本補助事業の内容である。

11. 補助事業から得られる具体的な成果

上記の18年度の補助事業実施計画を実施することにより、本補助事業から得られる具体的な成果は、以下のとおりである。

- ① 事業を円滑に実施するとともに、平成19年度以降の本プログラム推進のための基盤を形成する。また、国際理解教育分野を中心に学内の教職員の協働体制を構築することができる。
- ② 現職教員を含む大学院学生のニーズを把握し、「海外フィールド・スタディ」のプログラムの検討に反映させる。また、海外視察調査実施のための参考にすることができる。
- ③ 本プログラムの実施に向けて、学生及び教職員の関心を掘り起こす機会とする。プログラムの事後の参加学生による成果発表のモデルとして検討を行う。
- ④ オーストラリアについては、実地調査の実施により現地受入学校等との協働体制を構築することができる。また、その調査結果は、プログラム開講の準備に直接反映することができる。他の国における調査は、将来的なプログラムの拡充（実施対象国の拡大）のための検討材料の収集に役立ち、また、本調査の実施により、本学協定校との交流活動の発展・拡大が期待される。
- ⑤ 「海外教育（特別）研究」のプログラムにおける実習の成果と、実習受入れに当たっての協力校における問題点を調査し、「海外フィールド・スタディ」のプログラムの検討に反映させる。
- ⑥ 各種調査の結果を部会スタッフが共有することにより、より充実したプログラムの検討・準備が可能となる。また、本事業の完成に向けて収集した各種データの整理を行うものである。
- ⑦ 本事業の取組の具体的な成果を取りまとめ、平成19年度のプログラム実施に向け、学内へのプログラム内容の周知と協働体制の確立を図ることができる。
- ⑧ 本事業の取組内容について他大学や教育関係機関に情報発信し、取組の成果の公表・普及を図る。また、本プログラムの実施を本学大学院の在学生や入学希望者にPRすることにより、プログラムの充実につなげる。
- ⑨ プログラムの試行により、その実施内容・成果を検証し、プログラムの改善につなげる。また、平成19年度の本実施に向け、事前指導のための資料収集を行うことができる。本プログラムの効果を更に高めるため、現地での英語研修の有用性について検討を行う。

【別添資料10-2-3】

- 授業科目 ○大学院修士課程「海外フィールド・スタディ」
科目区分：専攻科目／専門科目／学校臨床研究に関する科目
単位区分：選択
- 単位数 4
- 開講時期 後期・不定期
- 担当教員 国際交流推進室，原 瑞穂

【授業の到達目標・テーマ】

他国の教育現場での授業参観、Teaching Assistant、授業実践（実習）を通し、見聞を広げ、多文化への理解を深めることによって、教師としての力量を高めることを目標とする。同時に英語力の向上も目標とする。

【授業の概要】

派遣教育機関はオーストラリア、期間は2月末から3月の4週間を予定している。
*現職教員で派遣期間に制限がある場合は相談のこと。

後期の授業は、研修の準備を下記のサイクルで行う。
併せて、英語の指導も行う。

- | | |
|---------------|----|
| 1. 各自の目標設定 | ← |
| ↓↑ | |
| 2. 実習案作成 | ↑ |
| ↓↑ | |
| 3. 実習案検討 | ↑ |
| ↓↑ | |
| 4. 模擬授業 | ↑ |
| ↓ | |
| 5. 海外教育機関での研修 | →↑ |
| ↓ | |
| 6. 振り返り（帰国後） | →↑ |

【履修条件・注意事項（授業時間外の課題等）】

研修派遣前の事前準備を決められたスケジュールに沿って行うこと。

以下の場合、派遣、単位認定を行わない。

・教案作成、模擬授業を行わなかった場合

・準備期間を経てもなお英語でのコミュニケーションや実習実施が困難である場合

*現職教員で派遣期間に制限がある場合は要相談。

【授業計画・内容】

初回のオリエンテーション時に参加者との日程調整後、授業概要で示した活動を繰り返す行う。

*オリエンテーションの日程については、後日授業登録者に連絡します。

【成績評価の方法】

派遣前の準備、派遣先での研修、振り返りの一連の活動に対する取り組みを総合的に判断する。

尚、派遣先での受け入れ担当教員（Supervisor）による評価も加味する。

【教科書・参考書】

過去の実践報告を参照のこと

<http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/pdf/jissen07.pdf>

<http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/pdf/jissen07-2.pdf>

【別添資料10－2－1】

第5回協定校交流推進部会議事要旨

日 時 平成23年3月25日（金） 14:30～15:40
場 所 中会議室
欠 席 者 釜田，川村，藤岡，五十嵐，加藤，北條，田島の各部会員

議事に先立ち，原部会長から，前回部会の議事要旨についてメールで確認依頼し，配付資料のとおり了承された旨の報告があった。

議 事

- 1 平成23年度「海外教育(特別)研究B」の授業担当教員の選出
原部会長から，同科目の授業担当教員について説明があり，次の候補者が選出され，国際交流推進室長へ推薦することが承認された。
五十嵐透子 教授（前回担当者）
生澤繁樹 講師又は森口佑介 講師
- 2 海外学生派遣プログラム説明会
原部会長から，同説明会の開催日程について提案説明があり，原案どおり承認された。
- 3 海外教育研修プログラムの検証
原部会長から，平成22年度に実施した「海外教育(特別)研究A」「海外教育(特別)研究C」の参加者のアンケート結果について説明があり，内容を検証した結果，次のとおり意見があり，次回実施に向け検討していくことが承認された。
海外教育(特別)研究A
 - ・事前学習において，授業案づくりの参考にできるように，前回の授業案及びビデオをいつでも見られるようにする
 - ・事前学習における語学学習の指導方法
 - ・全体，研修プログラム，文化研修の実施期間は適当
 - ・研修プログラムにおいて，日本語の授業以外の参観を増やす
 - ・文化研修の事前準備の方法海外教育(特別)研究C
 - ・事前学習における語学学習の実施時間数及び期間
 - ・全体，研修プログラム，文化研修の実施期間は適当
 - ・ホームステイやいろいろな人とのコミュニケーションがとれたことが印象に残っていることから，今後のプログラムにも取り入れる
 - ・文化研修において自由行動としたことが好評共通事項
 - ・参加学生を増やすためのPR方法（教員へのアピールなど）
 - ・単位数（P2）と実際の授業時数の不整合
 - ・学部授業科目「体験学習」に取り入れるのはどうか
ただし，同科目にAとBに関する担当教員が必要
 - ・参加費用の軽減及びサポート

報 告

- 1 平成23年度留学生交流支援制度（短期受入れ）の候補者推薦
原部会長から，同候補者について，韓国教員大学校から1名の推薦があった旨の報告があった。
- 2 平成23年度大学推薦による日本語・日本文化研修留学生の候補者推薦
原部会長から，同候補者について，チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学から1名の推薦があり，留学生支援部会及び国際交流推進室会議において選考した結果，候補者として文部科学省へ推薦することとなった旨の報告があった。
- 3 協定校からの震災に対する見舞い
原部会長から，協定校から震災に対する見舞いのメール，ファックス，電話があったことの報告があった。

以 上

【別添資料10-2 - 2】

韓国語教室・中国語教室実施一覧

○韓国語教室

日 時： 平成22年11月15日（月）～平成23年2月28日（月）
毎週月曜日 16：20～17：50
場 所： 人202教室・人203教室
講 師： 初級 金 姿鏡（キム・ジュキョング）
中級 朴 松熙（パク・ソンヒ）
参加者数： 10人

○中国語教室

日 時： 平成22年12月 8日（水）～平成23年1月26日（水）
毎週水曜日 14：40～16：10
場 所： 人214教室・人215教室
講 師： 初級 董 曉潔（とう・ぎょうけつ）
中級 張 盼（ちょう・はん）
参加者数： 10人

上越教育大学における留学生の受入れ方針

平成 20 年 2 月 28 日
国際交流推進室会議了承
平成 20 年 6 月 11 日
第 64 回教育研究評議会報告

受入れの基本理念

地球規模の課題解決が求められている現在、異文化理解マインドを持った教員の養成と、国際的視野での教育研究を推進させる上で、外国人留学生の受入れは重要な役割を持っている。

将来の目標を明確に有する留学生に対して、目標達成に必要な教育研究の基盤を身につけさせることは、本学としての重要な使命でもある。

本方針は、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（平成 14 年 6 月 19 日）を踏まえ、留学生を受け入れるにあたり、留学生の質を確保し、受入れ体制の充実と留学生に対する積極的な支援を行うための基本的な方針を示すものである。

1. 留学生の質の確保

留学生の受入れにあたっては、国際感覚豊かで、学内外における国際交流への貢献が期待できる優秀な人材を見極め、選考する必要がある。

留学生の質を確保するため、次のことに留意する。

1) 留学の目的が明確である者

留学生は、本学への留学目的が明確であり、十分な勉学の意欲と研究能力を有する者であること。

2) 十分な日本語運用能力を有する者

大学院に受け入れる留学生は、大学院における科目履修、論文作成、口頭発表等の研究活動に十分対応可能な日本語運用能力を有する者であること。

3) 留学生活に支障のない者

留学生は、本学における勉学及び留学生活に支障をきたすことのないよう、心身ともに健康で、十分な経済力を有する者であること。

2. 留学生受入れの推進

1) 留学生の受入れ人数

非正規学生を含めた留学生の受入れ枠は、当分の間およそ 50 名とする。

2) 受入れ地域の拡大

キャンパスの国際化による交流を促進するために、ホームページなどの広報の充実を図り、東南アジアや欧米諸国等からの多様な留学生の受入れを推進する。

3) 協定校との連携による受入れ

優秀な留学生を受け入れるために、海外協定校との交流及び連携を深め、協定校推薦による留学生特別選抜や日本語教育の充実した海外大学との新規協定締結などを推進する。

3. 留学生受入れ体制の充実

留学生の受入れから送り出しまで、留学生教育全般について、その充実を図るとともに、受入れ環境の整備を図る。

1) 留学生への指導・支援

留学生指導教員は留学生の修学・生活上の問題等の把握に努め、それらに適切に対応する。また、留学生所属の各コースは留学生及び留学生指導教員に対する支援を積極的に行う。

2) 日本語教育の充実

大学院に在籍する留学生に対しては、日本人学生と同レベルの研究活動に対応できるよう、日本語教育カリキュラムを整備する。また、研究生、国費留学生、短期留学生に対しては、それぞれの留学目的に合わせた日本語プログラムを充実させる。

3) 国費留学生等プログラムの充実

国費留学生及び協定校からの短期留学生の受入れ拡大を目指し、各留学生プログラムの充実を図る。各プログラムの目的に即した指導が行われるよう、全学教員に支援協力を求める。

4) 受入れ環境の整備

本受入れ方針 2 の 1) に掲げる留学生受入れ人数枠に対応するために、学内の各組織が連携し、留学生の受入れ環境を積極的に整備する。

在学习和生活上的各种手续

○教务各科、室以及保健管理中心的主要业务

1 教育支援科

- ① 教务支援部：办理退学、休学手续、发行各种证明（成绩单、在校证明、结业证明）等。
- ② 教务支援部：关于研究生院和各学院的授课情况。
- ③ 教务企划部：关于联合大学院（博士课程）的情况。

2 研究联合室

- ① 国际交流部：发行各种奖学金的申请书、国费外国人留学生证明书、关于资格外活动的副申请书和在入国管理局申请各种资料的申请书、以及办理关于日语补讲的事情。还有临时出国的手续、和跟留学生相关的一切事情。

3 学生支援科

- ① 学生支援部：减免入学金、学费和在校生乘坐火车的优惠证等。
- ② 学生支援部：关于学生宿舍、国际学生宿舍的事情，介绍公寓等。
- ③ 学生支援部：关于学生教育研究灾害伤害保险，任何事情都可以咨询相谈的窗口。
- ④ 学生支援部：物品的借出。

4 入试科

- ① 入试部：关于大学研究院的考试的事情。

5 学术情报科

- ① 学术情报部：书籍的阅览和借出，和复印资料。

6 保健管理中心

意外受伤，和突发病的应急处理。身体和心理方面的咨询、定期体检、发行健康证明书。

*本大学，作为原则是通过指定的公告栏与学生联系，因此必须天天关注。

（大学会馆·1楼公告栏：是关于学费免除、学生宿舍、保健管理中心的通知。）

（301教室前的公告栏：是关于停课、找学生、上课和学费方面的通知。）

○入国管理上的一些手续

- 1 外国人登录：从登录之日起 90 以内，到市政府（街道办事处）的窗口办理相关手续。
（必要资料）外国人登录申请书、护照、相片两张（竖 4.5×横 3.5cm）。
- 2 外国人登录住址的变更申请：在搬入新住所后 14 日之内办理。
（必要资料）变更登录申请书

- 3 在留期间更新：现有在留资格延长的申请，从在留期间截止日之前（2个月前）开始可以办理。
- 4 资格外活动许可申请：打工时的必要手续，请向国际交流部咨询。
- 5 再入国许可申请：在在留期间截止日之前，准备出日本国境并想再回到日本时的手续申请。请向国际交流部咨询。

○国民健康保险：

在本大学有一年以上学籍的学生，国民健康保险是必要的手续。这个制度是在出现生病、受伤等情况就诊时，只需支付医疗费总额的30%就可以。

保险费是根据家庭人数和收入所得而定。加入手续之后，会得到「国民健康保险证」，在医疗机关就诊时请务必在收银窗口提示。

（必要资料）外国人登录证（外国人登录申请书）、护照、印章

○外国人留学生医疗费辅助制度：

日本学生支援机构在留学生因生病和受伤在医疗机关所支付的医疗费中负担最多35%的补助。这个制度的对象是加入国民健康保险的留学生。详情请向国际交流部咨询。

○其他

1 关于学费的缴纳

有关学费的事情请向国际交流部咨询。

2 关于交通规则

在日本不仅骑车载人是犯罪，随便骑闲置的自行车也是犯罪。

持有驾照的人，请确认有效期限，过了有效期限不能驾驶汽车和摩托车。

【別添資料10-2-11】 チューター実施目標・報告書

平成 年 月～平成 年 月

1. チューター氏名	留学生	留学生指導教員
------------	-----	---------

※「実施目標」「実施計画」は、チューター開始後すぐにチューター・留学生・指導教員3者で協議し作成して下さい。なお作成書類は、留学生及び国際交流チームの確認印が必要となります。

2. 実施目標（半期）	平成 年 月 日作成

3. 実施計画（半期）	平成 年 月 日作成

4. 留学生確認印	印	5. 国際交流チーム確認印	月 日	印
-----------	---	---------------	-----	---

※「実施報告」「今後の課題・改善策等」はチューターが記載し、留学生及び留学生指導教員の確認印を得たうえで、国際交流チームに提出して下さい。

6. 実施報告（半期）	平成 年 月 日作成

7. 今後の課題・改善策等	平成 年 月 日作成

8. 留学生確認印	印	9. 留学生指導教員確認印	月 日	印
-----------	---	---------------	-----	---

※「チューターに制度に関する意見・要望等」は、チューターが自由に記載して下さい。チューター制度の改善に反映されます。

チューター制度に関する意見・要望等

平成21年度第5回留学生支援部会議事要旨

日 時：平成21年11月12日（木）14:40～16:20

場 所：学外委員控室

欠席者：大場部会員、下里部会員、田島部会員、黎部会員

議 題

1. 国費外国人留学生国内採用による候補者面接

部会長から、配付資料No.1～4に基づき説明があり、面接方法は国費国内採用面接マニュアルに従い行うこととした。面接員4名が選出され、後日、面接日の日程調整を行うことが了承された。

2. 外国人留学生との意見交換会の意見対応

部会長及び志村部会員から、配付資料No.5に基づき説明があり、種々意見があり、留学生の意見に対する本学の対応を留学生に回答すること、次回の外国人留学生との意見交換会の参考にするため、留学生からアンケートをとることが了承された。

3. 留学生指導教員修学・生活報告書（前期）対応

部会長から、配付資料No.6に基づき説明があり、各支援担当から該当の意見・要望についての回答を作成いただき、次回留学生支援部会で審議することが了承された。

4. 留学生スキーのつどいの実施（案）

部会長から、配付資料No.7に基づき説明があり、実施日及び実施場所について原案どおり了承された。日程・予算について後日検討することとなった。

5. 留学生指導教員スキルアップ講習会のタイトル

部会長から、配付資料No.8に基づき説明があり、タイトルを「留学生教育研究会」とすることが了承された。12月9日（水）16:00から 人104・人105で開催することが確認された。

6. チューターの見直し

部会長から、特別聴講学生のチューターについて説明があり、学部学生に対しても、チューターとして依頼できることが了承された。

7. 留学生バスツアー（案）

部会長から、配付資料No.9に基づき説明があり、実施内容の詳細をもとに、次回の留学生支援部会で再度検討することとなった。

報 告

1. 国費外国人留学生国内採用（博士）

部会長から、兵庫教育大学から博士課程の国内採用の推薦依頼があり、依頼から推薦までの期間が少なかったため、部会長・原部会員で面接を行い、兵庫教育大学に推薦を行ったことについて報告があった。

2. 留学生が語る/留学生と語る会

部会長から、10月28日（水）14:40～16:10に開催された第8回留学生が語る/留学生と語る会について報告があった。

平成22年度留学生教育研究会実施計画

目的：留学生教育の諸問題を明らかにし、その解決方法を探り、関係者
の間で共有する。

対象：留学生指導教員及び希望する教職員

日時 平成22年12月15日（水）16：20～17：50

場所 人 104室

次第（司会進行：志村部会員）

1 開 会

2 挨拶 国際交流推進室長

3 趣旨説明（修学支援担当部会員）

4 パネリスト紹介（修学支援担当部会員）

5 シンポジウム

テーマ：

「本学の留学生指導について」

パネリスト

藤岡達也 教授

小埜裕二 教授

小島伸之 准教授

6 閉 会（原留学生支援部会長）

外国人留学生に対するチューター（日本語学習）の実施

1. 目的：外国人留学生（以下「留学生」という）の学習・研究等について，本学留学生に個別の課外指導を行い，留学生の学習等の向上を図る。
2. 対象留学生：日本語学習等の支援を希望し指導教員が認める者
3. 試行期間：平成22年12月上旬～平成23年2月末日の約3ヶ月
4. チューター内容
 - 1) 大学院生により，留学生の日本語学習指導等を行う。
 - 2) チューターを必要とする留学生への日本語等の指導を行う。
 - 3) チューターは，依頼した時間内で留学生の日本語等の指導を行う。
5. チューターの人数：2名
(チューターを必要とする留学生数の想定数：20名)
6. チューター用務日：週1回 2コマ程度（時間決める）
7. チューター決定：大学院生に周知し，希望者を留学生支援部会で決定する。
周知期間：平成22年11月24日（水）～26日（金）
決定：留学生支援部会に書面審議
8. 実施場所：留学生演習室
9. 支出額の算出方法
国立大学法人上越教育大学諸謝金基準単価表の教育・研究にかかる補助業務による。（1時間当たり1,000円）
10. 支払方法：チューター期間終了後に，実施報告書によりチューターが指定した口座に振込む。
11. 支出科目 留学生・国際交流経費

●平成22年度以降

授業科目名	授業概要
必要科目	
アカデミック・ジャパニーズ [ライティング] I	大学生活に必要な文章作成のための基礎的な力を高める。
アカデミック・ジャパニーズ [ライティング] II	大学生として必要なレポートや論文作成のための日本語能力を高める。各自がテーマを決めてデータ収集から考察までのプロセスに取り組み、実践的に進める。
アカデミック・ジャパニーズ [スピーキング] I	大学生活に必要なスピーチや発表のための基礎的な力を高める。
アカデミック・ジャパニーズ [スピーキング] II	自分の研究について、口頭で相手に伝える日本語能力を高める。各自がテーマを決めてデータ収集から考察までのプロセスに取り組み、実践的に進める。
総合日本語A I	日本語で書かれた文章の読解力を高めるとともに、習得が難しい文法の基礎事項を見直し、日本語の基礎力をつける。
総合日本語A II	日本語で書かれた文章の読解力を高めるとともに、類似する文法や語や表現を見直し、日本語の基礎力をつける。
総合日本語B I	日本の文化や生活事情、歴史、地理、時事ニュースなどについて理解を深める。授業はディスカッションを中心に進め、自分の意見を簡潔にかつ的確に述べる力を高める。
総合日本語B II	日本の文化や生活事情、歴史、地理、時事ニュースなどについて理解を深める。授業では、受講生が自分の関心のあることをテーマに資料などを準備し、発表し、他者とディスカッションすることを通じて、自分の意見を簡潔にかつ的確に述べる力を高める。
日本語・日本事情 I (留学生日本事情)	日本に滞在する留学生に対し、日本人の日常生活や社会生活、日本文化について、日本人学生との交流体験を通して学び、一般的な日本理解の充実を図る。
日本語・日本事情 II (留学生日本事情)	日本に滞在する留学生に対し、日本人の日常生活や社会生活、日本文化について、日本人学生との交流体験を通して学び、一般的な日本理解の充実を図る。
国際交流セミナー	日本人学生と留学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。
日本語表現技術	修士論文の作成のための基礎事項（論文構成の組み立て方、日本語表現）を理解し、運用につなげる。日本語での論文の構成や展開、基本的な文章表現などを理解し、実際に自らの研究テーマで短いミニ論文を完成させる。専門によって論文の書き方が異なるため、随時分析・確認を行いながら進める。
選択科目	
国際交流体験演習	日本人学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。
文化体験演習	博物館、美術館、図書館、文書館、史跡、寺院、城下町、発掘現場など、社会教育施設から地域文化財を通して、地域の文化体験を学習することによって、総合学習の基礎を培う。

●平成21年度以前

授業科目名	授業概要
必要科目	
日本語補講初級	教員留学生に対し、教員留学生及びその指導教員が必要と認める場合において、初級日本語の個別指導を設定する。
日本語補講中級	大学院に進学する研究生が主な対象に、大学院での学習・研究活動に対するための日本語能力の向上を図る。大学院生・研究生全員を対象に、日本語能力試験1級対策とする。
日本語補講上級	研究生を対象に、ライティング練習を指導をする。自由作文、新聞要約等、ライティング練習を行う。留学生指導教員と連携し、短期留学生がテーマを設定し、そのテーマに基づいてプロジェクト・ワークを行う。発表、レポートを課す。日本語に関することは補講とする。
日本語・日本事情 I (留学生日本事情)	日本に滞在する留学生に対し、日本人の日常生活や社会生活、日本文化について、日本人学生との交流体験を通して学び、一般的な日本理解の充実を図る。
日本語・日本事情 II (留学生日本事情)	日本に滞在する留学生に対し、日本人の日常生活や社会生活、日本文化について、日本人学生との交流体験を通して学び、一般的な日本理解の充実を図る。
日本語表現技術	日本語上級レベルの大学院留学生を対象に、大学院での研究活動に必要な総合的な日本語能力の向上を目指すことを目的に開講する。特に、論文活動に必要な論理的文章の書き方や、ゼミ等に適応するための口頭発表の技術について学ぶ。「外国語としての日本語」(JSL)学習者に共通する文書構成の問題や、助詞・語彙の誤用など取り上げ、意識的に修正していくことのできる能力を身につける。
選択科目	
国際交流体験演習	日本人学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。
総合演習（多文化社会論）	多文化社会の現状と文化の多様性について理解を深めるため、教育、哲学、語学、文学、美術、音楽などの幅広い観点から多文化社会を論及する。
文化体験学習	博物館、美術館、図書館、文書館、史跡、寺院、城下町、発掘現場など、社会教育施設から地域文化財を通して、地域の文化体験を学習することによって、総合学習の基礎を培う。
国際交流セミナー	日本人学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。

【別添資料10－2－16】

J-TEST 実用日本語検定－IP のA－Dレベル試験実施内容

1. 目的：外国人留学生の日本語能力を公正かつ客観的に評価し、今後の留学生に対する日本語支援に役立てることを目的とし、「J-TEST 実用日本語検定－IP」を実施する。
2. 試験場所：新潟大学駅南キャンパス ときめいと
3. 受験対象者：本学に在籍する外国人留学生 29名
 - ・博士課程留学生，修士課程修了研究生は希望者
 - ・過去に特Aの者，教員研修留学生を除く
4. 試験講評：試験日より4週間で結果が送付された後に行う。
5. 日程：平成22年7月11日（日）

集 合	7：10
大 学 発	7：15
新潟大学駅南キャンパス ときめいと 着	
	9：20
試験会場集合	9：40
試験時間ADレベル	125分
昼食	12：30
新潟大学駅南キャンパス ときめいと 発	
	14：30
大 学 着	16：30
6. 支出予定額：
 - ・試験料は無料 今回のみ
(新潟試験会場が今年7月から開設されたため，その試験会場で試験を受ける者のみ無料となるため。)
 - ・バス借上料 92,800円 (高速道路代金含む)
7. 支出科目：留学生・国際交流経費
8. その他：引率者は，日本語担当の部会員から1名

2010年8月25日

留学生の皆さんへ

留学生支援部会長
原 瑞 穂

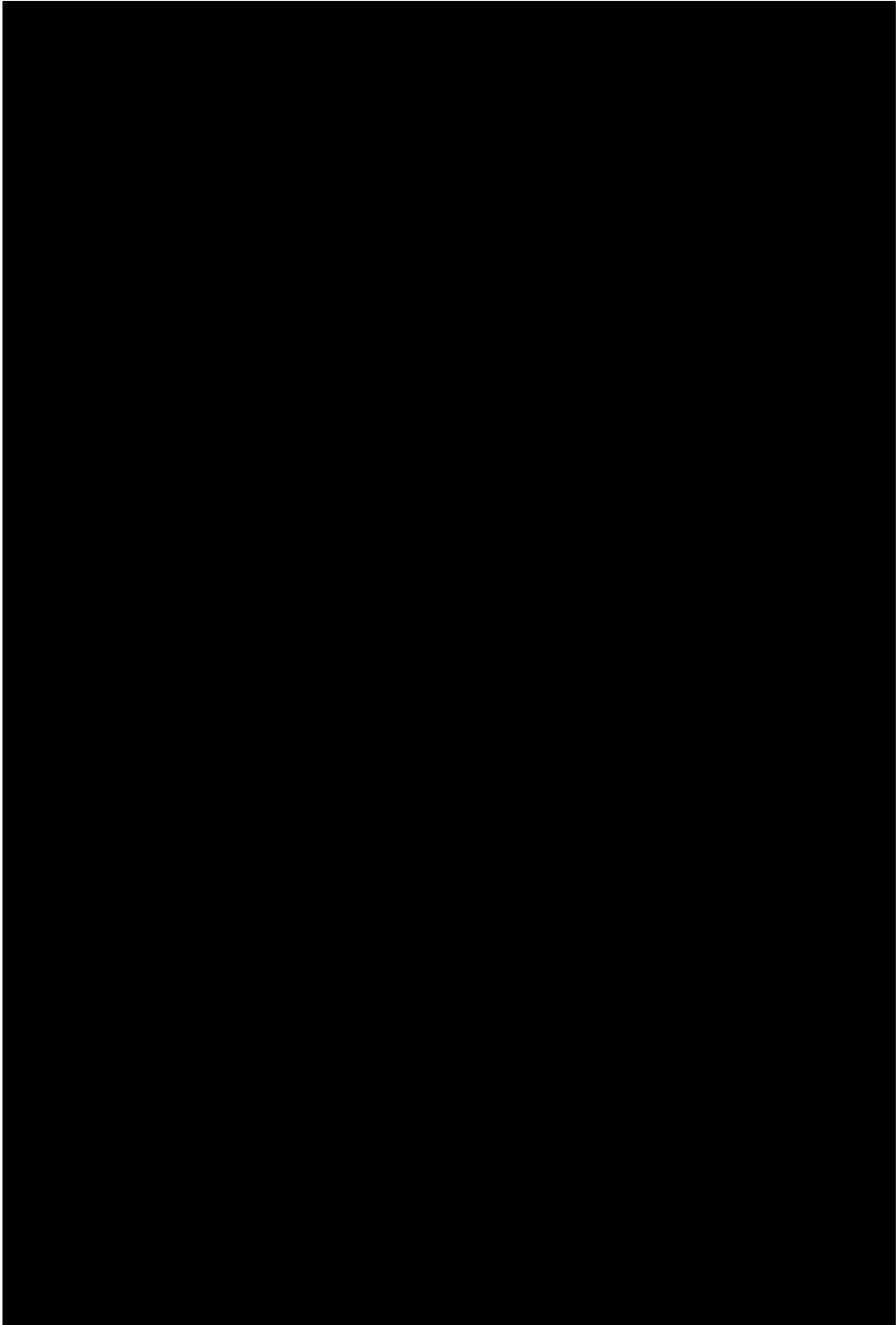
J. TEST 結果通知について

留学生支援部会では、7月11日に実施されたJ. TESTの結果を通知し、今後の勉学に活かせるよう全員に解説及び認定書を配付します。下記のとおり実施します。

記

日 時：2010年8月30日（月）
9時00分から9時30分

場 所：人106室



国立大学法人上越教育大学と社団法人上越国際交流協会との連携連絡会設置
に関する覚書

(目的)

第1条 国際的視野で教育研究活動等を推進する国立大学法人上越教育大学と上越市民が主体となって産業・文化・スポーツ・教育・学術等幅広い分野で、国際交流等を積極的に推進する社団法人上越国際交流協会との一層の連携・協力を推進するため、国立大学法人上越教育大学と社団法人上越国際交流協会との連携連絡会（以下「連携連絡会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連携連絡会は、次の各号の掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流の推進及び留学生への支援に関すること。
- (2) その他国際交流の連携・協力に関する必要な事項

(組織)

第3条 連携連絡会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 国立大学法人上越教育大学長（以下「学長」という。）が指名した者 若干人
- (2) 社団法人上越国際交流協会理事長が指名した者 若干人
- (3) その他連携連絡会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前項に掲げる委員の任期は、翌年度末までとし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 連携連絡会に議長を置き、学長が指名した委員をもって充てる。

2 連携連絡会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。

(会議)

第6条 連携連絡会は、定期に開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 連携連絡会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務の処理)

第7条 連携連絡会に関する事務は、国立大学法人上越教育大学学務部研究連携室において処理する。

(その他)

第8条 この覚書に定めるもののほか、連携連絡会の運営に関し必要な事項は、連携連絡会が別に定める。

以上を合意した証として、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を所持する。

平成22年7月16日

国立大学法人上越教育大学長

若井 彌



社団法人上越国際交流協会理事長

東山 新也



【別添資料10-2 -19】

平成22年度外国人留学生等交流事業

○留学生等交流事業（平成22年4月～平成23年3月）

実施日	交流事業名	主催	会場
H22. 4. 10	お花見会	留学生の会	高田公園
H22. 5. 9	新潟まちあるき	国際ソロプチミスト新潟	新潟市
H22. 6. 23	外国人留学生との意見交換会	上越教育大学	上越教育大学
H22. 7. 5	第1回留学生が語る／留学生と語る会	上越教育大学	上越教育大学
H22. 7. 5	七夕茶会	上越教育大学茶道部	上越教育大学
H22. 7. 23	上越祭り 民謡流し	上越市	上越市
H22. 8. 9	地域散策とそば打ち体験	上越教育大学, 上越国際交流協会	上越市
H22. 8. 21	謙信公祭 民謡流し	上越市	上越市
H22. 11. 14	わいわいリリエンフェルトまつり	上越国際交流協会	上越市市民プラザ
H22. 11. 24	外国人留学生との意見交換会	上越教育大学	上越教育大学
H22. 12. 17	学長と短期外国人留学生との懇談会	上越教育大学	上越教育大学
H22. 12. 17～18	留学生の他大学及び日本文化に関する研修	上越教育大学	早稲田大学他
H23. 1. 25	第2回留学生が語る／留学生と語る会	上越教育大学	上越教育大学
H23. 2. 6	餅つき大会	上越市新光町3丁目町内会	上越市新光町3丁目
H23. 2. 21～22	留学生スキーのつどい	上越教育大学	妙高市
H23. 2. 18	和食体験	上越教育大学, 上越国際交流協会	デュオセレッソ
H23. 2. 23	着物体験	上越国際交流協会	上越市市民プラザ
H23. 2. 27	ごんぞ飛ばし世界選手権大会	深山荘	上越市
H23. 3. 1	上越教育大学国際交流のつどい	上越教育大学	上越教育大学
H23. 3. 18	学長と修了留学生との懇談会	上越教育大学	上越教育大学

【別添資料10－2－2】

第4回国際交流推進室会議議事要旨

日 時 平成22年10月21日（木） 9：00～10：00
場 所 学外委員控室
欠 席 者 下川委員

議事に先立ち、戸北室長から、前回会議の議事要旨についてメールで確認依頼し、配付資料のとおり了承された旨の報告があった。

議 事

1 外国人研究者の受入れ

戸北室長から、1人の受入れについて説明があり、研究題目を一部修正した上、原案どおり承認された。

2 交流協定校からの要望に対する対応

戸北室長から、継続審議となっていた協定校から要望のあった事項について説明があり、次のとおり修正することが承認され、次回会議に成案を付議することとなった。

①協定校からの教員の受入れ

客員制度はないことを明記する。

②本学教員の派遣

要望に応じて調整することのみ明記する。期間と旅費負担はその都度調整する。

③共同研究プロジェクト

要望があった場合は調整する。

④本学学生の派遣

学生への広報に努める。

⑤交換留学生の枠拡大

枠を増やすことは難しい。今後、交流協定を新規締結する際は枠の検討が必要。

⑥機関長推薦制度での推薦は何名可能か

推薦枠の規定がない。

⑦日本語能力の要件として、J-TESTを認めてほしい

チャンスを広げるため認める。課すレベルは、日常生活や学校において基本的なコミュニケーションができる「準B級」以上とする。

⑧大学院説明会の実施

実施するよう検討する。ルーティン化の検討と募集要項等の送付を入試課に依頼する。

⑨卒業後の大学院進学

現行どおり、留学終了後は帰国し、大学院進学希望の場合は、入学試験を受験してもらう。協定に盛り込むと各専攻・コースの意向が反映されない。

3 2011年度研究生（私費外国人留学生）出願要項

戸北室長から、同要項について説明があり、議題2において出願要件にJ.TESTの結果を認めることが承認されたことにより、出願書類等に追加した上、原案どおり承認された。

報 告

1 外国人留学生の受入れ

戸北室長から、受入れが承認された留学生について、2人から入学辞退があった旨の報告があった。

また、前回会議で室長一任いただいた確認事項について報告があった。

2 グラスゴー大学教育学部及びチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学との交流協定更新

戸北室長及び加藤委員から、同校との交流協定更新の状況について報告があった。

3 海外訪問

戸北室長から、海外訪問を実施した旨の報告があった。

4 上越国際交流協会との連携連絡会

戸北室長から、同連携連絡会を10月7日に実施した旨の報告があった。

5 ウェストミンスター校初等部来訪

戸北室長から、10月4日～5日に同校訪問団を受け入れた旨の報告があった。

6 各種奨学金受給候補者

原留学生支援部会長から、同候補者について報告があった。

7 留学生支援事業

原留学生支援部会長から、同事業を実施した旨の報告があった。

8 その他

戸北室長から、次回会議を11月に開催予定である旨の説明があった。

以 上

2010年度上越教育大学国際交流のつどい実施計画

1 目的： 日頃から本学外国人留学生等に御支援いただいている地域の方々と本学教職員等が意見交換を行い、本学の国際交流推進に役立てるとともに相互の親睦を深めることを目的とする。

2 日時：平成23年3月1日（火） 16:00～18:30

3 場所：本学（第1食堂）

4 内容：司会・進行：五十嵐透子 教授

① 開 会		16:00～
② 挨拶	学長	
③ 本学国際交流の現状	戸北国際交流推進室長（理事）	16:10～
④ 上越国際交流協会理事長挨拶	東山昕也理事長	16:20～
⑤ 本学の留学生の現状と支援	留学生支援部会長	16:30～
⑥ 体験発表	留学生2名（一人7分程度発表）	16:40～
休憩		16:55～
⑦ 留学生アトラクション		17:05～
⑧ 自由交流		17:25～
⑨ 閉会の挨拶	戸北国際交流推進室長（理事）	18:30
⑩ 閉 会		

5 参加者：（学外）上越市の国際交流関係者，上越地域教育委員会国際交流関係者，平成22年度支援した学校，安塚ホームステイ，上越国際交流協会，上越商工会議所，近郊ロータリークラブ，上越教育大学振興協力会員，国際ソロプチミスト
（学内）学長・理事・副学長，部局長，国際交流推進室員，留学生指導教員，上越教育大学国際交流推進後援会員，外国人留学生，チューター，事務職員

6 経 費：上越教育大学国際交流事業助成（寄付金）
80人 × 2,000円 = 160,000円

7 本学教職員：500円会費

- ※・休憩後にコーヒー・ケーキ・くだもの・サンドイッチ・飲み物他で懇談を行う。
・⑥，⑦は留学生に進行を任せる。内容も留学生中心で行う。
・受付・準備は留学生が行う。
・第1食堂を仕切り休憩後となりに移動し，懇談を行う。
・報道関係に周知

平成23年度外国人留学生による国際理解教育派遣プロジェクト

1 目的

上越教育大学の外国人留学生（以下「留学生」という。）を地域の学校機関に派遣し、学校現場の国際理解教育への一助となるとともに、留学生の日本や新潟県上越地区（以下「上越地区」という。）に対する理解を深める交流事業となることを目的とする。

(1) 上越地区の児童生徒が上越教育大学の留学生と交流することによって、外国の社会や文化、言語を知り、多様な社会文化への理解を深める。

(2) 上越教育大学の留学生が上越地区の児童生徒と交流することによって、日本や上越地区の社会や文化、学校教育について理解を深める。

2 派遣先

上越地区の学校機関（小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，専門学校など）

3 期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

4 テーマ

- ・言語（中国語，韓国語，フランス語，ベトナム語など）
- ・文化（料理，遊び，生活，日本との比較など）
- ・社会（少子高齢化社会，食料問題，いじめ問題，環境問題，日本との比較など）
- ・その他，できるだけ依頼内容に応じる。

5 派遣までの流れ

(1) 申込書の送付（裏面参照）

上越教育大学国際交流推進室 留学生担当

メール：ryugaku@juen.ac.jp

電話：025-521-3299

FAX：025-521-3621

(2) 派遣留学生の決定

担当者間での調整して決定する。

(3) 実施

留学生を派遣して実施する。

【参考：過去3年間の実績】

針小学校，春日新田小学校，国府小学校，直江津中等教育学校，新井高等学校，
上越高等学校，開志学園高等学校，全日本ウィンタースポーツ専門学校 など

平成23年度外国人留学生による国際理解教育派遣プロジェクト申込書

【申請日：平成 年 月 日】

学 校 名	(住所：)
担 当 者 名	
連 絡 先	電 話： F A X： メー ル：
実施希望日(時期)	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
対 象 (学 年 等)	
目 的	
内 容	
希 望 国 等	
謝 金 の 有 無	有 (円) ・ 無
交 通 費 の 有 無	有 (円) ・ 無
給 食 の 提 供	有 ・ 無
備 考	

申込書の送付

上越教育大学国際交流推進室 留学生担当

メール：ryugaku@juen.ac.jp

電 話：025-521-3299 ， F A X：025-521-3621

平成23年度外国人児童生徒への修学支援プロジェクト

1 目的

上越教育大学の外国人留学生（以下「留学生」という。）を地域の学校機関に派遣し、学校現場の外国人児童生徒の教科学習・言語学習への一助となるとともに、留学生の日本や新潟県上越地区（以下「上越地区」という。）に対する理解を深める交流事業となることを目的とする。

- (1) 外国人児童生徒へ対応できる教員の養成（日本人学生，留学生）
- (2) 外国人児童生徒の言語学習，教科学習のサポート実施

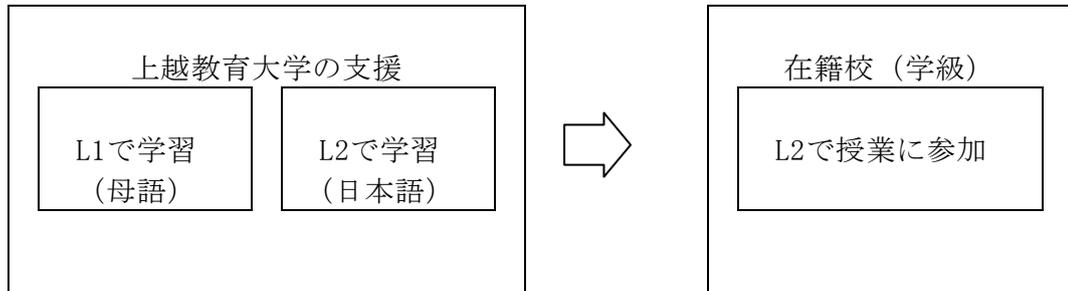
外国人児童生徒が第二言語（L2：日本語）での教科学習の困難，第一言語（L1：母語）の低下や喪失という問題を抱えているという現状に対処すべく，外国人児童生徒の教科学習の理解，L1とL2の伸長を図る。

- (3) 上越地区の教員へのサポート実施

2 支援方法

- (1) 学習モデル「教科・母語・日本語相互育成学習モデル」

教科学習を第一言語と第二言語で行うことによって，相互の育成を図る。



注) L1の話者（留学生）とL2の話者（日本人学生）が2人又は3人のチームを組んで対応する。

- (2) 対象教科

国語，社会

※日本育ちの児童生徒でL1での学習が難しいケースには，苦手科目の支援を実施する。

- (3) 支援体制

日本人学生，留学生の他に，支援メンバーとして上越国際交流協会のスタッフが加わる。

3 平成23年度支援対象予定地区

上越地区で可能な支援から実施する。派遣が難しい地区については，要望があれば母語訳などの教材を提供する。

- ①上越市の支援実施場所

- ・在籍校（小学校，中学校）
- ・上越国際交流協会（市民プラザ）
- ・上越教育大学（学校教育実践研究センターを含む。）など

- ②妙高市，糸魚川市，柏崎市の支援実施場所

- ・在籍校（小学校，中学校）
- ・地域の公民館など

4 実施までの流れ（予定）

修学支援プロジェクトの企画等



各市教育委員会等への説明・協力依頼



各小学校，中学校への周知・募集



在籍校（小学校，中学校）より申込み



上越教育大学での支援受付・対応

①相談・調整

○上越教育大学〔学内調整〕

- ・担当者，時間等の調整，担当者への支援方法に関する説明・指導等



○上越国際交流協会〔学校・大学との調整〕

- ・顔合わせ，支援日程，支援場所等の調整・連絡

②在籍校担当者との打合せ

- ・プロジェクト概要，支援方法等の説明，対象児童生徒の学校での様子把握等

③対象児童生徒との顔合わせ

- ・インタビューによる日本語力・母語力チェック，状況把握，支援教科の決定

④学内調整

- ・担当者との打合せ（支援方針の決定，支援方法の指導，教材の準備等）



支援実施

①相談・調整

○上越教育大学

- ・支援開始，支援者指導・育成，支援報告書作成



○上越国際交流協会

- ・支援状況把握，支援サポート（日本語ボランティアスタッフ），各学校との調整，

②支援報告書の提出

- ・在籍校（小学校，中学校），各学級担任，日本語ボランティアスタッフ

5 平成23年度実施スケジュール（予定）

- ・ 4月：上越地区の教育委員会及び小学校・中学校へ案内状送付，申込受付
- ・ 5月：支援開始
- ・ 8月：関係者への支援実施状況報告会（上半期）
支援者向けワークショップ（ケース検討会）の開催
- ・ 2月：関係者への支援実施状況報告会（下半期）

※1月と2月は学生派遣は控え，大学での実施のみ対応する。

【参考：平成22年度実績】

1 実施スケジュール

- ・ 5月末：上越市小中学校へ案内状送付，申込受付
- ・ 6月　：支援開始
- ・ 8月　：支援者向けワークショップ開催

2 実施状況

(1) 参加児童生徒数

10名（小学生4名，中学生6名）

(2) 参加児童生徒の在籍校

直江津東中学校，直江津中学校，城北中学校，大町小学校，国府小学校

(3) 支援場所

在籍校（小学校，中学校），上越教育大学，市民プラザの活動室

修学支援申込書

学校名 _____ 小・中学校（☎連絡先 025 — — ）

担当者名 _____

申込希望児童生徒

学年・組	児童・生徒氏名	母語（または出身国）	担任教諭名
年 組			
年 組			
年 組			
年 組			
年 組			

通信欄

申込書の送付

上越教育大学国際交流推進室 留学生担当

メール：ryugaku@juen.ac.jp

電話：025-521-3299，FAX：025-521-3621

(社)上越国際交流協会 担当：佐藤

メール：join3@hotmail.co.jp

電話：025(527)3615，FAX：025-522-8240

4つの留学生支援目標

留学生支援部会

平成23年4月13日

国際交流推進室の留学生支援部会では、留学生の皆さんの修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援の4つを柱に、各種支援の目標と具体案をつくってきました。

留学生の皆さんが、留学の目的をはたし、輝かしい未来を築いてくれるよう、私達は留学生の皆さんを支援していきます。

留学生支援部会が、どのような支援を皆さんのために準備しているかお知らせします。

4つの支援目標

I 修学支援の目標
修学支援の目標を、日本人学生と同レベルの修士論文を書き上げるための支援におく。
II 生活支援の目標
生活支援の目標を、上越の生活環境に一日も早く慣れること、及び留学生の本分に即した経済面の対応、悩み事に対応できる体制づくりにおく。
III 日本語支援の目標
日本語支援の目標を、留学生個々のニーズに見合った日本語能力の向上におく。
IV 連携支援の目標
連携支援の目標を、留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携等の体制づくりにおく。

留学生支援に関する役割について

関係各組織の役割

留学生指導教員は、留学生（正規生・非正規生）への教育・研究指導のみならず、親身になって、修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援に目を配るとともに、留学生の在籍管理を行う。（具体的内容については別に定める。）

留学生が在籍する学系・コースは、留学生（正規生・非正規生）の支援および留学生指導教員の支援を、学系長・コース長の監督のもと積極的に行うとともに、留学生の研究環境等を整えるよう努める。（留学生の長期入院や留学生指導教員の長期出張等で必要が生じた場合も、留学生および留学生指導教員の支援を学系・コースが行う。）

留学生支援部会は、留学生支援および留学生指導教員支援についての体制づくりを行い、関係組織・関係者への周知に努めるとともに、国際交流推進室との連携を保ちつつ、留学生や留学生指導教員の支援に関わる問題に迅速・柔軟に対処していく。

研究連携室国際交流チームは、留学生受入れに関すること、修学・生活支援に関すること、各種奨学金に関すること、交流事業に関すること、研修プログラムに関することをその事務分掌とする。

留学生支援目標（参考）

I 修学支援の目標
修学支援の目標を、日本人学生と同レベルの修士論文を書きあげるための支援におく。
II 生活支援の目標
生活支援の目標を、上越の生活環境に一日も早く慣れること、及び留学生の本分に即した経済面の対応、悩み事に対応できる体制づくりにおく。
III 日本語支援の目標
日本語支援の目標を、留学生個々のニーズに見合った日本語能力の向上におく。
IV 連携支援の目標
連携支援の目標を、留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携等の体制づくりにおく。

留学生指導教員ガイドライン

受入れ時における役割

- ・ 研究生受入れに関しては、本学の「私費外国人留学生（研究生）の受入れ方針」に基づき慎重に行なう。（日本語能力試験２級以上もしくは J-TEST 準 B 級以上、修学前後の研究領域の一致、経済的裏付けの確認等）
- ・ 正規生受け入れに関しては、本学の入試制度に基づき厳正に行なう。

入学時における役割

- ・ 正規・非正規の国費留学生・私費留学生の受入れに関する主導的役割は、留学生指導教員が担う。留学生受入れに関して、留学生指導教員に不都合が生じた場合は、留学生指導教員が所属する学系・コース（科目群）もしくはチューターに代行を依頼する。
- ・ はじめて渡日する留学生については、渡日前にメールや電話等で連絡をとりあい、渡日日程や行程等を確認するとともに、渡日後に必要な諸手続き等の案内及び最初の面会の打ち合せ等を行う。なお渡日経験のある留学生や在日中の留学生についても、必要に応じて適切な対応を行なう。
- ・ 留学生が本学に到着した初日の対応については、とくに配慮を願いたい。最寄りの駅等への出迎え（留学適応能力に応じて必要な場合がある）をふくめ、学生宿舎等への案内（学生宿舎の場合は入居手続きと鍵の受け渡し等）、その日に必要な食料品や生活物品等の購入支援等が必要となってくる。
- ・ 留学生が本学に到着した日から数日中に、市役所での必要な諸手続きを済ませ、留学に必要な生活物品等が揃うよう適切な支援を行う。
- ・ 履修指導を行う。

なお、留学生受入れに関する留学生指導教員の役割代行をチューターに依頼する場合は、その役割を適切にチューターに伝える必要がある。

在学時における役割

修学支援について

- ・ 履修指導を行なう。
- ・ 修学支援目標および研究計画の進捗状況に留意し、指導を行う。
- ・ 適切なチューターを配置する。
- ・ 「チューター実施目標・報告書」を留学生及びチューターをまじえて作成する。
- ・ 留学生及びチューターと定期的に会合し、留学生指導の効果をあげる。
- ・ 「留学生教育研究会」に参加する。

- ・必要に応じて、所属学系・コース（科目群）の協力を要請する。
- ・演習授業等における留学生のケア。
- ・院生室に研究生等の机を割り当てる等，研究環境を整える。

生活支援について

- ・留学生の生活・健康状況に留意し，経済的困窮を含め，身体や心の問題を抱えていることを察知した場合は，適切に対処する。
- ・留学生の授業料減免状況や奨学金受給状況について把握する。
- ・留学生がアルバイトをしている場合は，風俗営業に就いていないこと，適正な就労時間（正規生及び研究生のアルバイト時間は週28時間以内と定められている）であることを確認する。
- ・生活支援に係る物品供与・貸与が必要な場合は，所属学系やコース（科目群）に呼びかける。（留学生支援部会からの提供以外の物品）

日本語支援について

- ・留学生の日本語能力を把握し，能力に見合った日本語補講プログラムへ参加することをうながすと同時に，修学支援の目標を達成するために必要な日本語能力を獲得するための具体的支援を行なう。
- ・日本語試験（J-Test）の受験結果を検討し，日本語支援に関する個別的重点的な指導方法を検討し実施する。
- ・留学生と接する種々の場面を利用し，留学生の日本語能力を高められるよう努力する。

連携支援について

- ・留学生と地域との連携，留学生と日本人学生との連携，留学生相互の連携がはかれるよう留意する。
- ・留学生が参加する行事に，留学生指導教員も必要に応じて参加する。

その他の役割

- ・留学生が事故や災害病気，犯罪にまきこまれたときは，大学の防災マニュアル等に従い，留学生指導教員と国際交流チームが連絡をとりあい対応にあたる。状況・場合に応じて留学生の所属学系・コース，留学生支援部会その他の機関が迅速柔軟に対応を協議し，支援にあたる。
- ・在籍管理

なお、留学生指導教員は「留学生指導教員修学・生活指導報告書」を作成し（半期ごと）、留学生支援部会・国際交流推進室へ提出する必要がある。また「留学生との意見交換会」「留学生指導教員との意見交換会」「留学生教育研究会」等の留学生支援に関する会合への出席が求められる。

【別添資料10-2-4】

平成23年4月1日

平成23年度留学生支援部会担当者並びに用務分担

留学生各種支援担当者（企画・運営）

修学支援担当（下里）（志村）（森口）

主な用務：修学支援の目標を、日本人学生と同レベルの修士論文を書きあげるための支援におく。

生活支援担当（細江）（生澤）（押木）

主な用務：生活支援の目標を、上越の生活環境に一日も早く慣れること、及び留学生の本分に即した経済面の対応、悩み事に対応できる体制づくりにおく。

日本語支援担当（田島）（中里）（野地）

主な用務：日本語支援の目標を、留学生個々のニーズに見合った日本語能力の向上におく。

連携支援担当（黎）（岩崎）（阿部）

主な用務：連携支援の目標を、留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携等の体制づくりにおく。

年度計画実施（原）（下里）（押木）（野地）（阿部）（森口）（生澤）

主な用務：平成22年度年度計画に伴う企画及び試行の計画・実施

行 事	実施時期	担 当	用 務	担 当
留学生オリエンテーション	4月	(原)	企画・説明	部会長
〃	10月	(原)	〃	部会長
外国人留学生との意見交換会	6月	(志村)	企画・司会	修学支援
〃	11月	(森口)	〃	修学支援
Jテスト結果通知・講評	7月	(田島)(中里)(野地)	企画・講評	日本語支援
奨学金説明会	9月	(細江)	説明	生活支援
国費奨学生面接	10月	実施前の部会で決定	実施面接員	面接員
留学生スキーのつどい	2月	実施前の部会で決定	企画・参加	国際交流チーム
留学生が語る／留学生と語る会	年3.4回	(黎)(岩崎)(阿部)	企画・司会	連携支援
年度計画実施	通年	(原)(下里)(押木)(野地) (阿部)(森口)(生澤)	企画・試行	
短期留学生発表会	7.3月	(原)(国際交流チーム)	企画・実施	部会長
短期外国人留学生附属学校授業参観	7月	(原)(国際交流チーム)	企画・実施	部会長
国費・短期留学生修了式	9.3月	(原)(国際交流チーム)	企画・実施	部会長
学長と国費・短期留学生懇談会	10月	(原)(国際交流チーム)	企画・実施	部会長
学長と修了留学生懇談会	3月	(原)(国際交流チーム)	企画・実施	部会長
チューター報告書	通年	(原)(下里)	回答案作成	担当者
留学生指導教員修学・生活指導報告書	通年	(原)(下里)	回答案作成	担当者
研修プログラム	通年	各種支援担当代表者	企画	担当者
留学生バスツアー	()月	実施前の部会で決定	企画	担当
留学生教育研究会	()月	(下里)(志村)(森口)	企画司会運 営	修学支援

【別添資料10-2-5】

留学生指導教員修学・生活指導報告書

(平成22年度前期)

留学生氏名：	国籍： <input type="checkbox"/> 国費 <input type="checkbox"/> 私費	身分： <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 学部（ ）年 <input type="checkbox"/> 修士（ ）年
指導教員氏名：	所属コース：	<input type="checkbox"/> 博士（ ）年 <input type="checkbox"/> その他（ ）

授業出席状況：

「研究セミナー」の出席状況は？ 毎回出席 数回欠席 度々欠席 ほとんど欠席

その他の履修科目（ ）

その他の状況（履修態度等）について具体的に記入してください。

研究進捗状況：

研究計画の進捗状況はどの程度か？ 順調に進んでいる やや遅れている 遅れている 非常に遅れている

指導教員の指導計画との関連で特記すべき事柄について具体的に記入してください。

生活・健康状況：

授業料免除申請の有無：申請した（全額許可 半額許可 不許可） 申請しなかった

奨学金関係（国費留学生の場合記入不要）：奨学金を支給されている（奨学金名 ）

奨学金を支給されていない

仕送り：仕送りを受けている 仕送りを受けていない

アルバイトの有無：継続的にしている 不定期にしている 長期休暇中にしている 一切していない

継続的なアルバイトをしている場合、その時間は：週7時間以下 週7～14時間以下 週14～21時間以下 週21～28時間以下 週28時間以上
 （※正規生及び研究生のアルバイト時間は週28時間以内、聴講生の場合は週14時間以内と定められています。ただし、研究生の28時間は申請の際に勤務先を届け出た場合のみ。規定時間を遵守するよう指導してください。→指導した）

アルバイトの職種（具体的に記述： ）（職種の記入例：小売業、飲食店、語学学校、など）

（※留学生は、風俗営業が含まれる営業所でのアルバイトは認められていません。アルバイト先で風俗営業が行われていないことを確認してください→確認した。）

資格外活動許可申請の有無：申請済 未申請（※留学生のアルバイトには資格外活動許可が必要です。許可を得ずアルバイトに従事している場合には、速やかに申請するように指導してください。→指導した。）

研究生・聴講生で常勤職のある場合：職種（ ）・勤務先事業所名（ ）

住居：大学宿舎 民間アパート その他（ ）

健康状態：良好である 不調である（具体的状況： ）

その他の生活・健康状況について特記すべき状況（生活態度、心身状態等）について具体的に記入してください。

日本語レベル：

- 日本語能力試験の等級： 1級 2級 2級以下 日本語能力試験を受験したことがない
- 日本語試験（J-Test）の受験の有無： 受験した 受験しなかった
- 日本語補講プログラムの履修状況：
- アカデミック・ジャパニーズ [ライティング] I アカデミック・ジャパニーズ [スピーキング] I
- 総合日本語A I 総合日本語B I 日本語・日本事情
- 日本語表現技術 国際交流体験演習 国際交流セミナー 文化体験演習
- 留学生の日本語レベルについて特記すべき事項（習得状況、補講参加状況など）について具体的に記入してください。

留学生との面談状況：

授業以外の面談状況：

面談頻度：授業以外にほとんどない 1ヶ月に1回 3週間に1回 2週間に1回 週1回
週2～3回 ほぼ毎日

面談時間：15分程度 30分程度 1時間程度 1時間30分程度 2時間以上 時によって異なる

面談内容：研究相談 授業履修相談 生活相談 日本語学習相談 その他
()

その他の特記事項：

地域との連携・国際交流：地域との交流（具体的に)

国際交流（具体的に)

賞罰：なし ある（具体的に)

授業料納入状況：完納した 納入延期中 滞納している

宿舍料納入状況：納入している 納入延期中 滞納している

国民健康保険加入の有無：加入済（保険料納入状況：納入している 滞納している） 未加入

その他具体的に記入してください。

○学生および留学生指導教員から、留学生支援部会、国際交流推進室、所属コース・科目群への要望等があれば、具体的に記入してください：

[留学生支援部会・国際交流推進室への要望等]

[所属コース・科目群への要望等]

○留学生の日本語レベルについて特記すべき事項(習得状況、補講参加状況など)について具体的に記入してください。

留学生との面談状況:

○**授業以外の**面談状況:

面談頻度: 授業以外にほとんどない 1ヶ月に1回 3週間に1回 2週間に1回 週1回 週2~3回 ほぼ毎日

面談時間: 15分程度 30分程度 1時間程度 1時間30分程度 2時間以上 時によって異なる

面談内容: 研究相談 授業履修相談 生活相談 日本語学習相談 その他
()

その他の特記事項:

○地域との連携・国際交流: 地域との交流(具体的に) 国際交流(具体的に)

○賞罰: なし ある(具体的に)

○宿舍料納入状況: 納入している 納入延期中 滞納している

○国民健康保険加入の有無: 加入済 (保険料納入状況: 納入している 滞納している) 未加入

○その他具体的に記入してください。

留学生および留学生指導教員から、留学生支援部会、国際交流推進室、所属コース・科目群への要望等があれば、具体的に記入してください:

[留学生支援部会・国際交流推進室への要望等]

[所属コース・科目群への要望等]

外国人留学生との意見交換会

1. 主 催 国際交流推進室 留学生支援部会
2. 目 的 本学に在籍している外国人留学生等の意見を聴取し、留学生支援につなげる。
また、教職員と留学生等の親睦を深め、相互理解を図る。
3. 期 日 平成22年6月23日（水）16：30～18：30
4. 場 所 人 113室
5. 出席者 本学に在籍する外国人留学生、留学生チューター、国際交流クラブ員、その他本学学生（希望者）、留学生指導教員、上越教育大学国際交流推進室後援会員、戸北国際交流推進室長、国際交流推進室員、日本語補講講師、教育支援課長、学生支援課長、研究連携室長、国際交流チーム
6. 次 第(進行：志村部会員)
 - (1) 開 会
 - (2) 戸北国際交流推進室長挨拶
 - (3) 原留学生支援部会長挨拶
 - (4) 4月入学留学生自己紹介
 - (5) 留学生代表挨拶
 - (6) 留学生と教員との意見交換会
 - 1 部：
留学生とチューターからの意見・要望
 - 1) 修学に関する大学に対すること
 - 2) 生活に関する大学に対すること
 - 3) 日本語支援に関する大学に対すること
 - 4) 大学や地域との連携について大学に対すること
 - 5) その他
 - 2 部：意見交換（懇談会）
 - 1 部の報告
 - 全体交流
 - (7) 閉 会

外国人留学生との意見交換会

1. 主 催 国際交流推進室 留学生支援部会
2. 目 的 本学に在籍している外国人留学生等の意見を聴取し、留学生支援につなげる。
また、教職員と留学生等の親睦を深め、相互理解を図る。
3. 期 日 平成22年11月24日（水）16：20～17：50
4. 場 所 大会議室
5. 出席者 本学に在籍する外国人留学生、留学生チューター、
国際交流クラブ員、その他本学学生（希望者）、
留学生指導教員、戸北国際交流推進室長、
国際交流推進室員、日本語補講講師、
教育支援課長、学生支援課長、就職支援室長、研究連携室長、
国際交流チーム
6. 次 第(進行：森口部会員)
 - (1) 開 会
 - (2) 戸北国際交流推進室長挨拶
 - (3) 原留学生支援部会長挨拶
 - (4) 10月入学留学生自己紹介
 - (5) 留学生挨拶
 - (6) 留学生と教員との意見交換会
・全体的な要望及び生活状況
 - (7) 全体交換会
 - (8) 閉 会
7. 実施形式 ①机を使用し、全員着席して意見交換を行う。
②グループに分かれて意見交換を行う。グループの中の留学生支援部会部会員が中心になり進行をお願いする。
③教職員及び10月入学留学生以外は、席を指定しない。
④全体交換会は自由交換会とする。
⑤お茶やお菓子を飲みながら懇親を深める。
⑥各自セルフサービスとする。

チューターの手引き

上越教育大学

チューターの役割

1 チューターとは

① 教育・研究についての個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究効果の向上を図ることを目的としています。

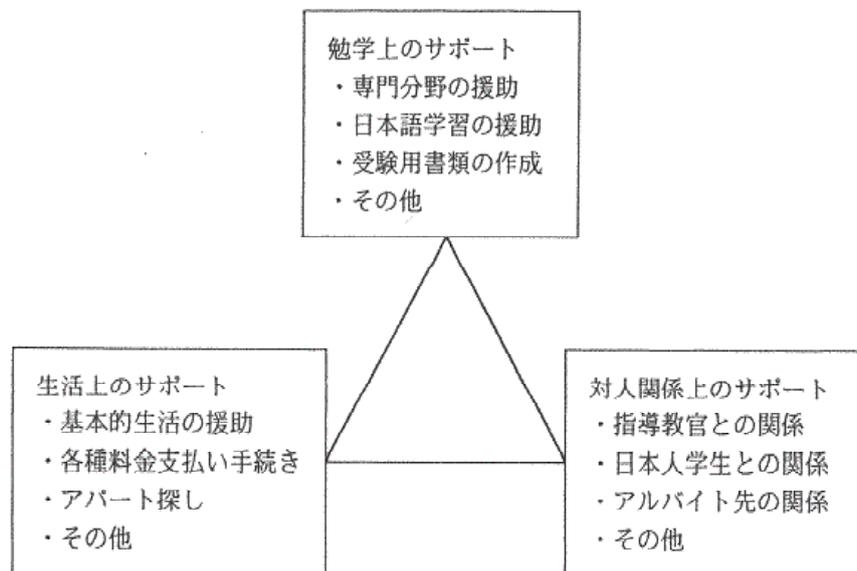
② チューターは、留学生の指導教員の推薦に基づき、原則として、当該大学等で留学生の専攻する分野に関連のある日本人学生（大学院生ただし特別聴講学生は学部学生も可）を選定し、各留学生の学習指導補助を中心に、日本語指導、日常の世話（学内外の案内、諸手続のための官庁等への同行、買い物、宿舍探しの補助等）を行います。

③ チューターは、留学生の家庭教師として、また大学等における最初の学友として、留学生の日本での学習・研究生活の大きな支えとなると同時に、チューターとなった日本人学生にも国際理解、国際協力への関心を芽生えさせる機会ともなります。

2 サポートの内容

具体的に何をすればよいのでしょうか…

以下に簡単にサポート内容の概要について触れます。必ずしもこれらの全てを実施しなければならないわけではありません。相手の留学生とよく相談し、必要に応じて計画を立ててください。



3 留学生との間で生じやすい問題

① 文化背景の違いによる誤解

言葉だけではなく、生活習慣の違いが **mis-communication** を発生させます。

日本人ならば意志の疎通ができることや常識と思っていることが、必ずしも **universal** ではありません。誤解を招かないためには、よく話し合うことが必要でしょう。

② 異性関係

もし、相手の留学生が異性である場合には、時に戸惑うことも(お互い)しばしばあります。留学生によっては、異性では困ると訴える学生もいます。その時には、快くチューターの変更を指導教員に申し出てください。また、留学生のなかには、本国を離れ、不安や孤独感を抱いている人もいます。誤解を招かないように心がけてください。

③ 遠慮

「こんなことをチューターに言っているのだろうか」と遠慮してしまう留学生もいます。これは、アジア系の留学生に多いように思われます。できる限り彼らの「よき聞き手」になってあげましょう。

④ 相性

誰でも、不得意な人、相性の悪い人というのはいるものです。こちらでいくら努力しても、それが報われない場合には、チューターの変更を願い出ることができます。

その場合にはなるべく早く指導教員にその旨を伝えてください。

4 確認しておきたい事項

① 留学の目的は？

留学の目的が学位取得にあるのか、それとも他にあるのか。

② 日本語能力は？

日常生活でも支障があるのか、あるいは専門的な議論もできるのか。

③ 経済能力は？

国費留学生か私費留学生か。私費留学生は、アルバイトを余儀なくされている場合があります。したがって、時間や金銭に余裕がない場合が多いので、相手の留学生の状況をよく把握してください。

④ 気をつける生活習慣は？

宗教上、日常の生活習慣で、さまざまな制約があるのか。

(例：飲酒、食物、お祈り等)

5 その他心得

チューターは、留学生に対していろいろとしてあげたいという気持ちと、自分自身の勉強の時間確保などで迷うこともあるでしょう。嫌な気持ちで仕事をしては、留学生もチューターもまいってしまいます。チューターとして何ができて何ができないか、留学生がもっとも期待していることは何かを十分に話し合い、過度の負担がかかることのないよう、あらかじめチューターの責任範囲を明確にして、指導教員や留学生と共通理解をして留学生に接してあげて下さい。

① 受け入れに関して

留学生の渡日当初にチューターが決まっている場合は、指導教員と十分連絡をとりあって必要な指示を受け(指導教員から市役所での手続き代行等を依頼される場合があります)、適切なサポートをしてあげて下さい。上越にやってくると、留学生は「留学生オリエンテーション」等に参加し、学内の履修及び学習の方法を学びます。また、生活面に

についても、いろいろと知らなければならぬことがあります。チューターも「留学生オリエンテーション」「チューター説明会」等に参加し、受け入れ時にどのような役目があるのか確認して下さい。留学生が来学当初に必要な支援内容はおおよそ以下のようなことがらです。

< 修学面 >

- ・ 学内施設の案内
- ・ 図書館利用の説明
- ・ 履修やプログラム内容の説明
- ・ 留学生演習室のコンピューター利用の説明
- ・ 情報処理センターからアカウント取得の支援

< 生活面 >

- ・ 市役所での外国人登録・国民健康保険の手続きの同行（指導教員から代行依頼があった場合）
- ・ 銀行での口座開設（指導教員から代行依頼があった場合）
- ・ 買い物の同行や交通手段の案内、日本の交通ルールの説明等

参考資料として、「留学生支援に関する関係各組織の役割」「留学生指導教員ガイドライン」を本資料に添付します。

② 日本語補講に関して

留学生は、必要に応じて日本語補講を受講します。この点については、特にチューターにお願いする仕事はありませんが、適宜、留学生の相談にのってあげて下さい。平成22年度の日本語補講関係の授業は、以下の通りです。

科目番号	前期開講クラス	開講時間	場所	担当者
※	アカデミック ジャパニーズライティング I	火曜日 2 限	人文棟 104	原端穂
※	アカデミック ジャパニーズスピーキング I	水曜日 2 限	人文棟 105	原端穂
※	総合日本語 AI	火曜日 3 限	人文棟 208	川室京子
※	総合日本語 BI	水曜日 3 限	人文棟 104	川室京子
2102	国際交流体験演習	木曜日 3 限	プレゼンテーション室	田島浩司
5264	日本語表現技術	火曜日 4 限	人文棟 201	原端穂
1048	日本語・日本事情 I	木曜日 5 限	プレゼンテーション室	田島浩司
2100	文化体験演習	月曜日 5 限	人文棟 208	川村知行

※ 補講科目として実施

③留学生向けの行事に関して

留学生は、いろいろな行事に参加します。国際交流を深めるための地域の人々との交流や日本人学生との交流、教職員との交流は、留学生のみならず、行事にかかわるすべての人々にとって、今後ますます重要なものになってくるでしょう。チューターも積極的に行事に参加するのがよいでしょう。行事に参加する留学生の心強い味方になってあげることもできます。またチューター自身が留学生と親しく交流する絶好の機会となります。参考までに、2010年度の行事一覧を以下に示します。

開催時期	交流事業名	場 所	主 催
4月	お花見会	高田公園	留学生の会
4月	留学生オリエンテーション	上越教育大学	上越教育大学
5月	新入生歓迎会	国際学生宿舎	留学生有志
6月	外国人留学生との意見交換会	上越教育大学	上越教育大学
7月	J-TEST で日本語能力チェック	上越教育大学	上越教育大学
7月	七夕お茶会	上越教育大学	上越教育大学茶道部
7月	上越まつり民謡流し	上越市（高田）	上越市
8月	留学生地域学習事業	上越市内	上越国際交流協会 上越教育大学
9月	各種奨学金説明会	上越教育大学	上越教育大学
10月	新入生歓迎会	国際学生宿舎	留学生の会
10月	留学生オリエンテーション	上越教育大学	上越教育大学
11月	大学祭で中国料理出店	上越教育大学	国際交流クラブ
11月	外国人留学生意見交換会	上越教育大学	上越教育大学
12月	留学生の他大学及び国際貢献に関する研修	早稲田大学 江戸東京博物館等	上越教育大学
2月	和食体験	ロワジールホテル	上越国際交流協会 上越教育大学
2月	着物体験	市民プラザ	上越国際交流協会
2月	上越教育大学スキーのつどい	妙高市赤倉温泉 スキー場	上越教育大学
3月	国際交流のつどい	上越教育大学	上越教育大学

④ チューター終了後に関して

チューター期間終了とともに、チューターの仕事は終わりです。しかしながら、上越教育大学は、チューター期間終了後も、チューターと留学生の交流が続くことで、相互に異文化理解マインドの充実がはかられ、今後、国際交流の架け橋となるような人間関係が築かれることを願っています。チューターと留学生の関係にとどまらず、多文化共生時代を生きるよきパートナーとしての関係を築いていって下さい。そのためには、お互いの

e-mailアドレスの交換などを、ぜひお願いしたいと思います。

⑤ チューターの提出書類について

チューターは、半期ごとに「チューター—実施目標・報告書」を作成します。チューター開始時にチューター・留学生指導教員・留学生の3者で協議し、チューター実施目標と実施計画を設定し、半期の終わりにチューター実施報告と今度の課題・改善策等をまとめます。また「チューター実施報告書」を作成し、チューター実施時間数と内容を報告してもらうことになっています。

これらの書類については、本資料の末尾に添付します。

⑥ 問い合わせ

上越教育大学学務部研究連携室国際交流チーム

電話：521-3299

FAX：521-3621

E-mail:ryugaku@juen.ac.jp

平成22年度
上越教育大学国際交流推進後援会
外国人留学生奨学生募集要項

上越教育大学国際交流推進後援会（以下「後援会」という。）では、上越教育大学（以下「大学」という。）に在学する私費外国人留学生で学業・人物ともに優れている者に対し、奨学援助を行います。

1. 応募資格

次の事項すべてに該当する者とします。

- (1) 大学に在学する私費外国人留学生であること。
- (2) 在留資格が「留学」であること。
- (3) 2010年4月から2011年3月までの1年間、大学に在学する予定であること。
- (4) 2010年度において、他の奨学金を受給しないこと。

2. 募集人数

10人

3. 奨学期間及び奨学金

- (1) 1年間（2010年4月～2011年3月）
- (2) 年額5万円

※ご本人名義の指定口座に一括して振り込みます。

4. 応募手続

- (1) 奨学金申込書（別紙）を大学の研究連携室国際交流チームに提出してください。
- (2) 奨学金申込書の提出締切は、下記の期日とします。

提出締切：平成22年7月9日（金）

5. 選考方法

- (1) 大学は、応募者について学内選考を行い、応募書類を添えて候補者を後援会に推薦します。
- (2) 後援会は、大学から推薦された候補者について選考を行い、奨学生を決定します。
- (3) ご本人への通知は、大学の研究連携室国際交流チームを通じて行います。

6. 奨学金授与式

奨学生に決定された者には、奨学金授与式の案内をしますので、出席してください。

7. 奨学生の義務

奨学生は、大学の留学生行事及び日本人学生や地域等との交流活動に積極的に参加し、奨学期間終了時に後援会へレポートを提出しなければなりません。

上越教育大学国際交流推進後援会

上越教育大学における国際交流の推進を支援し、教育及び学術研究の進展に寄与することを目的として設立された組織です。

上越教育大学職員の会員による会費及び寄附金により運営され、上越教育大学の国際交流・留学生交流に関する各種支援事業を行っています。

留学生（学部特別聴講学生）受入教員ガイドライン

1. 学部特別聴講学生について

本学は、大学院レベルの研究生（大学院受験が目的、博士課程後期受験が目的など）の受け入れと、同じく大学院レベルとして、海外の現職教員を教員研修プログラムとして受け入れていきます。加えて、学部レベルの留学生を受け入れるプログラムが、以下の1)に示す4種類あります。以下は、この4種類の学部レベルの留学生について説明します。

1) 学部留学生プログラムの概要

- < >・日本語・日本文化研修留学生プログラム：国費で10月入学で1年間の留学です。
- < >・留学生支援制度プログラム：私費留学であるが、奨学金を受給しており、協定校からの推薦に基づき申請し許可された留学生で、10月入学で6-12ヵ月間の留学です。
- < >・21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金プログラム：私費留学であるが、奨学金を受給しており、協定校からの推薦に基づき申請し許可された韓国からの留学生（韓国教員大）で、10月入学で6-12ヵ月間の留学。2007年度から開始しました。
- <○>・協定校留学生プログラム：交流協定に基づき、協定校からの推薦による私費留学で、10月入学で6-12ヵ月間の留学。2008年度から開始しました。

2) 学部留学生の状態

学部生であるため、留学の目的意識が大学の教育内容に関連して明確である場合と、そうでない場合があります。彼らの目的が、大学院入学あるいは大学院進学を目的とした多くの留学生とは異なるためです。したがって、本学の教員の皆さんの専門領域の指導を目的とした留学生の引き受けではなく、日本や日本文化の学習もしくは教育学部での学習を目的とした留学である点をご理解の上、引き受けていただくということになります。

3) 引き受ける留学生のプログラムと受け入れ教員の選定

今回、受け入れをお願いするのは、上記1)に○を付したプログラムの留学生です。学部レベルの留学生であるため、専門領域などに基づきお願いしています。以下の4点に関する留学生からの希望に基づき国際交流推進室で検討し、留学生の関心領域のあるコース長（科目群世話役）に依頼して決めています。

- ・日本への留学希望理由
- ・日本での留学で学びたいこと
- ・所属大学での専門領域
- ・希望する進路

2. 受け入れ教員の役割：渡日や渡日後の諸手続き（決定から渡日後）

2008年2月に立てられた本学の留学生受け入れ方針で、協定校との連携をさらに深めるとともに、留学生の教育全般の充実化が明確化されています。特別聴講学生の受入教員には、以下の役割をお願いします。指導教員として、留学生の留学生活がより充実するようにするためのコーディネーター的役割が主となります。

1) 決定から渡日まで

① 渡日関連

- ・受け入れ教員として決定後は、留学生と e-mail や電話などでコンタクトを直接とって下さい。
- ・一般に1ヶ月前から、2週間くらいの間を目安に、渡日の日程を確認し、行程を大学の最寄りの駅（直江津駅か高田駅）まで説明し、渡日後の緊急連絡先を伝え、当日出迎えに行くことに関し、打ち合わせを行ってください。
- ・大学に関する資料は、国際交流チームから留学生に郵送します。受講希望科目などは入学許可の際に決定になっています。留学生から受講科目の変更の申し出があった時は、変更が可能です。国際交流チームに連絡をください。
- ・4つのプログラムすべてにおいて留学生は10月に入学することになっており、10月1日付けで特別聴講学生の資格を得ます。異国である日本での生活にまず慣れるまでに時間を要するため、10月1日の渡日よりも1週間程度早く渡日して夏季休暇中に生活や修学への準備を整えることが望ましいです。しかし、現状では入管手続きで入国許可が出にくい状況にあり、かつ国際学生宿舎への入居が10月以降でないとは可能ではない(9月修了の留学生の退居の時期との関係で) 実情もあります。
- ・留学生との連絡窓口は受入教員となりますので、渡日の日程や行程などが決まりましたら、国際交流チーム（内線：3299）に、必ず連絡を入れて下さい。1週間前には、必ず連絡をお願いします。

② チューター関連

本学の留学生は、チューター制度を利用することができます。利用する場合は、受入教員がチューターを選定していただきます。開始1週間前までに、国際交流チームに、チューターの希望とチューター学生名、学籍番号を連絡して下さい。

- ・94時間/年間、1,000円/時間となります。
- ・今までのチューターは学部留学生でも大学院の日本人学生（現職教員も含む）に依頼をしてきました。移動手段、上越での生活、対人関係スキルなどを考慮して、選定していただくこととなります。
- ・出迎えや渡日当日の対応などをチューターに依頼する場合には、事前に手続きが必要ですので、手続きを早めにとって下さい。なお、チューターに当日どのようなことを行うのかの事前指導は、受入教員が行って下さい。

③ 国際学生宿舎関連

- ・国際学生宿舎への入居申請は、国際交流チームで行います。
- ・渡日前に、国際学生宿舎の入居許可証を受入教員にお渡ししますので、出迎え当日に持参して下さい。

2) 渡日当日

(1) 国際学生宿舎への入居

- ・打ち合わせをされたスケジュールで迎えに行き、そのまま国際学生宿舎に行っていただきます。
- ・国際学生宿舎には、最初に单身寮の事務室に行き、入居許可証を提出して、使用における注意事項などの書類と説明を受けて、鍵を受け取って下さい。

(2) 渡日の生活

① 寝具の用意

- ・留学生に寝具を購入もしくはレンタルの希望を聞いて、購入希望の場合は購入できる場所まで連れて行き、購入、持ち帰り、使用できるようにするまでのサポートをお願いします。
- ・レンタル希望の場合は、国際学生宿舎事務室に連絡して下さい(内線:3289(10:00-12:00)・3654(午後のみ))。レンタル料月 1,700 円を支払い、寝具を受け取ってください。毎月 1 回シーツ・枕カバーの交換ができ、これはレンタル料に含まれています。返却時にはクリーニングの必要ありません、そのまま返却することを説明して下さい。
- ・渡日当日に寝具の用意が出来ない場合は、国際交流チームに連絡下さい。数に限りがありますが、毛布を無料で2日間お貸しします。

② 生活必需品

- ・留学生の希望を確認の上、当日ならびに翌日(朝食など)に必要な食料品や生活用品の購入のために、スーパーマーケットなどに連れて行って下さい。
- ・上越市のゴミ収集と専用袋に関する説明と購入もお願いします。

③ 事務手続きや留学生演習室等の説明、留学生担当の葦原さんへの紹介などを行いますので、国際交流チームの場所を説明し、渡日翌日に行くよう伝えてください。

- ★ もし渡日当日のこれらの対応が困難な場合には、チューターや国際交流チームの方で対応するように事前に依頼して下さい。

3) 渡日後1週間以内で行うこと：学外

渡日後、学外に必要な手続きを行い、留学生生活がスムーズに送れるよう支援をしていただく必要があります。

① 市役所での2つの手続き：外国人登録証の申請手続きと国民健康保険加入・国民年金加入の手続き

- ・外国人登録証の申請手続きに必要なもの

パスポート・印鑑・パスポートサイズの写真2枚

- ・印鑑は申請手続き時には必要なく、サインで対応可能ですが、その後の留学生生活において印鑑が必要となります。作成するか、市販のものを購入するようにサポートして下さい。
- ・市役所1階の生協周辺でパスポートサイズの写真撮影が可能です。
- ・外国人登録証は申請日に仮のものが発行され、正式なものは後日（2週間程度）の発行となります。指定された期間に市役所へ受け取りに行くように伝えて下さい。
- ・国民健康保険加入・国民年金加入手続き
国民年金課の窓口に行って、所定の手続きをして下さい。印鑑がここで求められますが、サインで対応可能となっています。
留学生のため、国民健康保険の減額の免除申請を、国民年金の支払い猶予の手続きも行ってください。

② 銀行口座の開設

銀行口座は、市役所での外国人登録終了後に、市役所内にある第四銀行出張所で行うことができます。

③ 携帯電話

- ・携帯電話を購入する場合には、現住所が記載されている外国人登録証が必要となります。渡日後、正式な外国人登録証が届く前に購入したい場合には、外国人登録を行ったことを証明する証明書（1枚350円）を別途作成してもらい、携帯電話ショップに行きます。
- ・外国人登録証の入手後に購入する場合には、上記の証明書は不要です。

4) 渡日後1ヵ月以内

留学生は全員感染症検査（麻疹：現時点では1種類のみ）を受ける必要があります。日本人学生は、入学前に各自検査を受け結果を保健管理センターに提出することが求められていますが、留学生は母国の状況により本学で求める麻疹の抗体検査ができない場合があります。そのため、渡日後1ヵ月以内に以下の麻疹の感染症検査を医療機関で受け結果を国際交流チームに提出するように指導して下さい。費用は医療機関により様々です。国際交流チーム及び保健管理センターに相談して下さい。

5) 受入教員の捺印書類

チューター制度を利用する場合に、チューターの報告書のチェックと捺印、および入管書類への捺印をしていただくことが必要になります。

3. 受入教員の役割：修学支援関連

1) 履修手続き

- ・特別聴講留学生は、入国許可を得るためには最低10時間/週の時間数を受講することが規定され、入国手続きのために、短期留学プログラムの必修科目と選択科目と本学のシラバスの中から

ら12単位を選択してもらっています。

- ・渡日前の連絡で、関心領域を確認し受講科目の選定も可能ですが、今までの留学生のほとんどは、渡日後に受け入れ教員と話し合い受講科目を選択し直すことを求めています。そのため、渡日後に留学生の関心領域、日本語レベルなどを考慮した履修科目選択をやり直すことが必要となりますので、指導が必要です。
- ・研究生と特別聴講学生の違いを明確に説明して下さい：研究生は聴講しても単位履修はできませんが、特別聴講生となる本プログラムの学部留学生は単位履修ができます。そのため、留学生自身の混乱防止のため、研究生とは立場が異なることを説明して下さい。

必修科目

授業科目名	授業概要	単位	時間数
日本語・日本事情 I	日本語運用能力の習得及び背景知識として日本事情の学習を通して、充実した留學生活の足がかりを得る。	S2	30
日本語・日本事情 II	日本語運用能力の習得及び背景知識として必要な日本事情の学習を通して、大学の授業を履修するために必要な学習能力を獲得する。	S2	30
国際交流セミナー	留学生と日本人学生の交流を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。	S2	30

選択科目

授業科目名	授業概要	単位	時間数
国際交流体験演習	留学生と日本人学生の交流を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの基礎的能力の育成を目指す。	S2	30
体験学習	教職に求められる基礎的な体験を学習する。教育機器・自然スポーツ・陶芸・遺跡発掘など	P2	60
日本音楽概論	日本の伝統的な音楽の特徴や、日本文化とのかかわりについて学ぶ。	L2	30
表現と鑑賞	個性、民族性、時代性、宗教性などの多角的な視点から表現について捉え、表現の内的必然性を探りながら、美術とは何かについて考える。	L2	30
書の表現と文化	漢字の成り立ちと中国における書の歴史を踏まえ、日本の文化としての「書」について実技を通して体験する。	L1S2	30
歴史・民俗資料演習	近世あるいは近代日本の基本的な古文書や民俗資料をテキストとしながら、解読作業を行なう。	L2	30

文化体験演習	博物館, 美術館, 図書館, 文書館, 史跡, 寺院, 城下町, 発掘現場など, 社会教育施設から地域文化財を通して, 地域の文化体験を学習する。	S2	30
日本画表現	日本画の制作を通して伝統的な日本の文化を学ぶ。	P2	60
日本国憲法	我が国の法律の性格を理解するためにその基本法となる日本国憲法の概要を体系的・原理的に解説する。	L2	30
比較教育学	今日の間人発達の見点からみたフランスと日本の教育	L2	30
教育本質論	単なる評論の域を一步超えて「教育とは何か」を各人が考えてゆくための手がかりとして主に西洋近代の教育思想を取り上げます。	L2	30
教師・授業文化論	一人一人が主体的に自らの教師像を描いてみる事, そして, 「教師に携わっている自己」の生き方について豊かな将来展望を獲得することを目標とする。	L2	30
教育課程論	学校教育の要である教育課程(カリキュラム)について, 多方面から論じる。	L2	30
その他	学生の日本語レベルと関心領域などに合わせて, 履修科目の選定		30

日本語補講

授業科目名	授 業 概 要
アカデミック・ジャーナリズム [ライティング] I	大学生活で必要な文章作成のための基礎的な力を高める。
アカデミック・ジャーナリズム [ライティング] II	大学生として必要なレポートや論文作成のための日本語能力を高める。各自がテーマを決めてデータ収集から考察までのプロセスに取り組み, 実践的に進める。
アカデミック・ジャーナリズム [スピーキング] I	大学生活で必要なスピーチや発表のための基礎的な力を高める。
アカデミック・ジャーナリズム [スピーキング] II	自分の研究について, 口頭で相手に伝える日本語能力を高める。各自がテーマを決めてデータ収集から考察までのプロセスに取り組み, 実践的に進める。
総合日本語 A I	日本語で書かれた文章の読解力を高めるとともに, 習得が難しい文法の基礎事項を見直し, 日本語の基礎力をつける。

総合日本語 A II	日本語で書かれた文章の読解力を高めるとともに、類似する文法や語や表現を見直し、日本語の基礎力をつける。
総合日本語 B I	日本の文化や生活事情、歴史、地理、時事ニュースなどについて理解を深める。授業はディスカッションを中心に進め、自分の意見を簡潔にかつ的確に述べる力を高める。
総合日本語 B II	日本の文化や生活事情、歴史、地理、時事ニュースなどについて理解を深める。授業では、受講生が自分の関心のあることをテーマに資料などを準備し、発表し、他者とディスカッションすることを通じて、自分の意見を簡潔にかつ的確に述べる力を高める。

日本語日本文化

授業科目名	授 業 概 要
日本語・日本文化研究	受入教員と日本語教員の指導のもとに、各自日本に関する研究課題を設定して、修了レポートを書き、発表する。

- ・単位取得は可能で、単位認定も行います。協定校の場合は、単位互換を認めている大学とそうではない大学がありますが、これらの状況を留学生が確認し単位取得を行うように指導していただくことが必要となります。留学生自身がこれらを的確に理解し、必要な手続きを行うように指導することも必要となる場合があります。
- ・受入教員の講義やセミナーへの受講することが効果的であれば、履修登録を行うよう指導をして下さい。
- ・修了要件として、修了前に「研修報告書」の作成と「報告会での発表」があることを、渡日後に説明して下さい。留学の目的や関心領域を明らかにしておくことの指導も大切です。
- ・本学の特徴である日本の教育現場での体験も留学生の希望に合わせて行うことも可能です。特に本プログラムは協定校の学部学生であるため、教育大学や教育学部に所属しており、希望する可能性は高いことが推測できます。附属学校園に依頼することが考えられるため、各留学生に見学や実習の「目的」を明確にする指導を行って下さい。これらの目的に合わせ、附属学校園などに連絡、依頼書の作成、当日の移動のアレンジや指導なども含まれます。
- ・講義室の場所、講義が休講になった場合の連絡の方法、欠席する場合の連絡など、留学生は1つひとつに戸惑いやすいため、それぞれの対応を伝えて下さい。同時に、受講している教員にもこの点への依頼を行って下さい。学生間で関係がとれている場合には、受け入れ教員が対応しなくても問題が生じにくいですが、特に渡日から1-2ヵ月間は支援が必要となりやすいでしょう。

2) 日本文化や日本での生活関連

本プログラムは、あくまで学部レベルの留学生であるため、日本文化や日本での生活体験をふんだんに取り入れることも支援の1つになります。留学生対象とした文化体験プログラムは【留

学生の会】【JOIN：社団法人 上越国際交流協会 Joetsu International Network】【上越教育大学国際交流推進室】の3つが主催しているものが含まれます。積極的に参加するようにサポートして下さい。

【留学生の会】や【JOIN】主催の年間プログラム

開催時期	交流事業名	場 所	主 催
10月	新入生歓迎会	国際学生宿舎	留学生の会
11月	大学祭で中国料理出店	上越教育大学	国際交流クラブ
2月	着物体験	国際学生宿舎	上越国際交流協会
2月	安塚区ホームステイ	上越市安塚区	世界の人と仲良くする会
4月	お花見会	高田公園	留学生の会
5月	新入生歓迎会	国際学生宿舎	留学生有志
6月	七夕お茶会	上越教育大学	上越教育大学茶道部
7月	上越まつり民謡流し	上越市（高田）	上越市
8月	地域散策（大学バス）	上越教育大学	上越国際交流協会と本学の共催

【上越教育大学 国際交流推進室】主催の年間プログラム

開催時期	交流事業名	場 所
10月	留学生オリエンテーション	上越教育大学
11月	外国人留生意見交換会	上越教育大学
11月	他大学及び日本社会に関する研修	場所未定
2月	上越教育大学スキーのつどい	妙高市赤倉温泉スキー場
3月	国際交流のつどい	上越教育大学
4月	留学生オリエンテーション	上越教育大学
5月	外国人留生意見交換会	上越教育大学
7月	J-TEST	上越教育大学
7月～ 8月初旬	短期留学生留学報告会	上越教育大学
8月下旬～ 9月上旬	短期留学生修了式	上越教育大学

- ・これらのスケジュール，参加希望は，留学生演習室（人文棟 104 横）内の掲示板に掲示されます。
- ・日本人学生との交流の機会を作り，学生間交流を促進して下さい。
- ・日本独自の祭日（クリスマス，年末年始，春休み，5月の連休など）などを体験できるように

サポートをして下さい。受入教員が対応することも可能ですが、個別対応をしていただく必要はありません。学生間での体験を促進することも1つですので、可能な限り充実したものになり、学生間での交流を深めるとともに、日本文化の体験の機会となるようにサポートをして下さい。

- ・学生のクラブ活動などへの参加の促進も1つの方法です。

3) 留学生支援

留学生の主体的活動を尊重し、自主性に任せますが、留学生の場合には1つひとつに対応が求められる場合があります。この場合には、国際交流推進室、チューター、関連教員などのチームでの対応が必要となります。留学生の渡日1ヵ月後に留学生を交えたミーティングももち、留学生の留学体験がより充実したものに、加えて日本人学生にとっても留学生との交流が国際理解や国際的な視野をもつ教員養成に役立つプログラムになるようにしたいと考えています。

留学生ごとに関係者の日程調整を行い、ミーティングをもちますので、留学生にもお伝えください。

留学生1人ひとりの関心や専門領域が異なるため、留学生ごとに支援の内容が異なる場合がありますので、この点もご理解下さい。

参考：留学生が戸惑う場面

- ・授業の教室が変更になった時にはどこで教えてもらえばよいですか。
- ・授業科目の変更はどこで手続きしたらよいですか。
- ・空港からどのように上越教育大学に行くのか方法を教えてください。(渡日前)
- ・1ヶ月の生活費がどのくらいかかりますか。(渡日前及び渡日直後)

上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと
哈爾濱師範大学国際交流処との障害児教育分野における連携事業に関する覚書

上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと哈爾濱師範大学国際交流処は、2000年12月1日付けで両大学間で取り交わされた教育研究に関する交流協定に基づき、連携事業に関する覚書を交わすことに同意する。

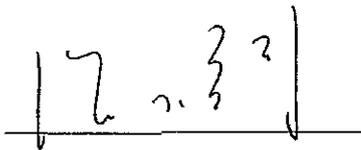
1. 上越教育大学は年1回程度、障害児教育関係の教員1~2名を哈爾濱師範大学に派遣し、数日間の講義を行うことに同意する。講義の実施については、哈爾濱師範大学が可否を判断する。派遣に伴う経費の支出は両大学で協議の上決定する。
2. 哈爾濱師範大学は上越教育大学に教員を派遣し、両大学教員による障害児教育に関する共同研究活動等を推進することに同意する。派遣の頻度、人数及び経費の支出は両大学で協議の上決定する。
3. 哈爾濱師範大学は上越教育大学大学院障害児教育専攻への進学を目的とした研究生として毎年3名前後の卒業者を推薦することに同意する。ただし、推薦する人数はその年の申出の状況によるものとする。研修生の取扱いは「哈爾濱師範大学からの研究生受け入れに関する協定」(2001.5.9)に基づくものとする。
4. 上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターは哈爾濱師範大学における障害児教育分野の開設に対して協力することに同意する。
5. この覚書は、日本語及び中国語により各2通作成し、両大学が各1通ずつ保管する。

この覚書に基づく連携事業を円滑に実施するために必要な事項は、両大学で協議の上決めるものとする。

2004年9月18日 (於哈爾濱師範大学)

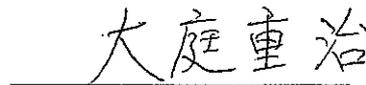
哈爾濱師範大学
国際交流処 処長

張大鏘



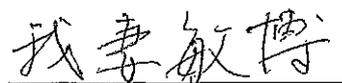
上越教育大学
障害児教育講座代表

大庭重治



障害児教育実践センター長

我妻敏博





**Memorandum of Agreement
Among Member Universities to Establish
an Educational Consortium in Asia**

We, Beijing Normal University, Cheongju National University of Education, Fukuoka University of Education, Guangxi Normal University, Gyeongin National University of Education, Hiroshima University, Hunan Normal University, Joetsu University of Education, Korea National University of Education, Tokyo Gakugei University, University of Delhi, and Yanbian University

agree to the following items for the creation of an Educational Consortium in Asia and the promotion of active academic and educational exchanges for a sustainable future:

1. Consortium member universities agree to host, in turn, annual academic symposia and workshops to develop an Educational Consortium in Asia.
2. Consortium member universities agree to publish an annual international academic journal, tentatively titled "*Teacher Education in Asia*" that will include articles and research papers from the annual academic symposium. The editor in chief and editors will be selected from the staff in charge of hosting that year's annual academic symposium.
3. The aforementioned items related to the operation of an Educational Consortium in Asia will be discussed through a tentatively named "Consortium Board" comprised of those individuals recommended by the president and/or dean of consortium member universities. The Board will also devise and implement detailed exchange plans.

November 3, 2006



(Signature)

President of Beijing Normal University

解怀渠

President of Cheongju National University of Education

Lim, Gungwoo

President of Fukuoka University of Education

大後忠志

President of Guangxi Normal University

陈大亮

President of Gyeongin National University of Education

Wang I-han Shu

President of Hiroshima University

細泰三 (代理 細田英一郎)

President of Hunan Normal University

刘湖滨

President of Joetsu University of Education

渡邊隆

President of Korea National University of Education

朴山亨

President of Tokyo Gakugei University

鷺山恭彦

President of University of Delhi

Dean Education U. Adhyan

President of Yanbian University

金物珉

アジア教育コンソーシアム設立のための参加大学間の協定覚書（訳）

北京師範大学、清州教育大学校、福岡教育大学、広西師範大学、京仁教育大学校、広島大学、湖南師範大学、上越教育大学、韓国教員大学校、東京学芸大学、デリー大学、延辺大学は、

アジア教育コンソーシアムの設立、並びに持続可能な将来のための積極的な学術及び教育交流の推進のため、以下の事項に同意する。

1. コンソーシアムの参加大学は、アジア教育コンソーシアムを発展させるため、毎年、順番に研究シンポジウムやワークショップを開催することに同意する。

2. コンソーシアムの参加大学は、毎年の研究シンポジウムからの研究論文を内容とする国際研究ジャーナル「*Teacher Education in Asia*」（仮称）を毎年発行することに同意する。編集責任者及び編集スタッフは、当該年の研究シンポジウムの開催を任された受入れ大学から選出される。

3. アジア教育コンソーシアムの運営に関する前記条項は、コンソーシアム参加大学の学長又は学部長により推薦された者で構成される「コンソーシアム委員会」（仮称）において協議される。同委員会は、また、詳細な交流計画を検討し、実施する。

2006年11月3日

東アジア教員養成国際コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、東アジア教員養成国際コンソーシアム (International Consortium for Universities of Education in East Asia 以下、「国際コンソーシアム」ICUE という。) と称する。

(組織)

第2条 国際コンソーシアムは、本コンソーシアムに参加する意思を有する東アジア地域の教員養成系大学・学部を会員校として構成される。

2 国際コンソーシアムに入会しようとする大学・学部は、別紙「入会申込書」を各国の事務局（事務局が設置されていない国及び地域にあつては中国・韓国・日本のいずれかの事務局）に提出し、国際コンソーシアム運営委員会の議を経て入会が認められる。なお、本コンソーシアムの結成大会に参加する大学・学部及び同大学に参加の意思を付託する大学・学部は、上記の手続きを要しない。

3 会員校は別紙「退会届」を各国の事務局に提出して、任意に本コンソーシアムから退会することができる。なお、退会校が出た場合は、その旨を各国の事務局がすべての会員校に周知するものとする。

(事務局等)

第3条 国際コンソーシアムに関する事務は各国の東アジア教員養成国内コンソーシアム（以下、「国内コンソーシアム」という。）事務局が兼務する。なお、中国・韓国・日本の国際及び国内コンソーシアム事務局は、当面、以下の大学に常置することとする。

中 国：北京師範大学、 韓 国：公州大学校、 日 本：東京学芸大学

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 国際コンソーシアムは東アジア地域の教員養成系大学・学部が連携して、相互の国際交流事業の円滑な推進を図ることを目的とする。すなわち、コンソーシアムを構成する大学間で、学生・教職員の留学及び研修の促進、学校教育や教員養成問題に関する国際共同研究の推進を中心として、その他、東アジア地域の教育の発展に資する事業の推進を積極的に図ることを目的とする。

(事業)

第5条 国際コンソーシアムは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の留学・研修事業の推進
- (2) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の国際共同研究の促進
- (3) 東アジア地域の教員養成大学・学部間における教職員交流の促進
- (4) 東アジア教員養成国際シンポジウム、国際フォーラムの開催

- (5) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の教育研究情報等の交換
- (6) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第3章 国際コンソーシアム運営委員会

(国際コンソーシアム運営委員会)

第6条 国際コンソーシアムの事業実施に係る事項、規約の改廃及びその他重要な事項を審議決定するために、国際コンソーシアム運営委員会を置く。

- 2 国際コンソーシアム運営委員会は、各国2校（各国の国内コンソーシアムの責任幹事校）の代表をもって構成される。
- 3 国際コンソーシアム運営委員会の議長は毎年の輪番制とし、当番国の事務局を置く大学が当該年度の議長を務めることとする。
- 4 国際コンソーシアム運営委員会は、国際コンソーシアムの円滑な運営を図るために毎年1回定例会議を開催するものとする。
- 5 国際コンソーシアム運営委員会の議長は、適宜、他の代表校の了解を得て臨時の会議を開催することができるが、各国の国内コンソーシアムは必要に応じて国際コンソーシアム運営委員会の議長に対し運営委員会の開催を要求することができる。

(運営委員会の任務)

第7条 国際コンソーシアム運営委員会は次に関する事項を審議し、別途それぞれの規程を整備するとともに、その実際の運用を図る。

- (1) 国際コンソーシアム間の留学制度の整備・運用に関する事項
- (2) 国際コンソーシアム間の研修制度の整備・運用に関する事項
- (3) 国際コンソーシアム間の研究者相互派遣制度の整備・運用に関する事項
- (4) 国際コンソーシアムにおける共同研究組織の整備・運用に関する事項
- (5) 国際コンソーシアム参加大学間のダブル・デグリー制度の整備・運用に関する事項
- (6) 国際コンソーシアムにおける教職員の語学研修制度の整備・運用に関する事項
- (7) 東アジア教員養成国際シンポジウム及び国際フォーラム等の開催に関する事項
- (8) 国際コンソーシアムの規約の改廃に関する事項
- (9) 国際コンソーシアムへの入会に関する事項
- (10) その他、国際コンソーシアムの目的に副う重要事項

第4章 事業経費

(事業参加経費)

第8条 国際コンソーシアム事業への参加経費は、旅費・宿泊費等を含めて各参加校が負担する。

(事業準備経費)

- 2 国際コンソーシアムの事業準備経費は、各種事業の準備事務経費等を含め、各国の国内コンソーシアムの責任幹事校が中心になり確保する。

附則

- 1 この規約は平成21年12月18日から施行する。



2nd Asia Teacher Education Consortium (ATEC) International Symposium in 2007

第2回
アジア教師教育コンソーシアム (ATEC)
国際シンポジウム 2007



2007年度アジア教師教育コンソーシアム

北京師範大学

清州教育大学校

福岡教育大学

広西師範大学

京仁教育大学校

広島大学

湖南師範大学

上越教育大学

韓国教員大学校

東京学芸大学

デリー大学

延辺大学

2006年11月に韓国教育大学校にて、第1回アジア教師教育コンソーシアム国際シンポジウムが開催され、ATEC協定の設立を通して、将来の教育のシンポに向けて、我々は協働的努力を図ることを確認しました。そして、韓国教員大学校でのシンポジウムにおいて、上越教育大学が2007年度第2回国際シンポジウムの受け入れ大学に選ばれました。

今回のシンポジウムでは、特に、上越教育大学の教師教育実践、そして、それに基づく研究成果をご覧いただくこと、また、各大学における取り組み事例の紹介によって、お互いの研修成果を高めることを目的としたシンポジウムにしたいと考えています。

1

シンポジウム 第1日目

10月3日 (水)



- 9:00 ~ 9:30 スケジュール説明
- 9:30 ~ 9:50 開会式
- 10:00 ~ 10:30 DVDによる上越教育大学紹介
- 10:40 ~ 12:20 ゼミ見学 学部ゼミ (第二講義棟 202) 大学院ゼミ (人文棟 113)
- 12:30 ~ 13:30 昼食
- 13:40 ~ 15:20 第1分科会「大学院における再教育」(講義棟 301)
- 13:40 ~ リュウ ジャンビン 中国 広西師範大学
- 13:55 ~ グォ ファ 中国 北京師範大学
- 14:10 ~ パク カクテ 韓国 韓国教員大学校
- 14:25 ~ 戸北 凱惟 日本 上越教育大学
- 14:40 ~ 休憩
- 14:55 ~ 分科会まとめ コーディネーター：西 稯司
- 15:20 ~ 15:30 2日目のスケジュール説明
- 16:15 ~ 18:15 コンソーシアム委員会会議 (大会議室)

10月4日(木)



- 10:00～12:00 附属小学校授業見学、校内見学
- 12:30～13:30 昼食
- 13:40～16:20 第2分科会「教育実習の実際と今後の課題」(講義棟301)
- 13:40～ ピャオ タイズウ 中国 延辺大学
- 13:55～ カン レマン 中国 湖南師範大学
- 14:10～ ワン ハンシン 韓国 京仁教育大学校
- 14:25～ カン スンウ 韓国 清州教育大学校
- 14:40～ 休憩
- 14:55～ バハラッティ バヴェジャ インド テリー大学
- 15:10～ 松浦 伸和 日本 広島大学
- 15:25～ 江頭 理江 日本 福岡教育大学
- 15:40～ 休憩
- 15:55～ 分科会まとめ コーディネーター：小林 辰至
- 16:30～16:40 閉会式

ATEC国際シンポジウム 上越教育大学実行委員会

ATEC International Symposium JUE Committee Members

戸北 凱惟 Yoshinobu TOKITA

臼杵 美由紀 Miyuki USUKI

西 穰司 Jyoji NISHI

小林 辰至 Tatsushi KOBAYASHI

黎 子椰 Ziye LI

釜田 聡 Satoshi KAMADA

藤田 武志 Takeshi FUJITA

○上越教育大学外国人研究者規程

(平成16年4月1日)
規程第86号)

改正 平成18年3月1日規程第11号

改正 平成19年3月1日規程第8号

改正 平成20年3月21日規程第11号

上越教育大学外国人研究者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の研究者（以下「外国人研究者」という。）を受け入れる場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(受入れの資格)

第2条 外国人研究者として受け入れることのできる者は、次の各号の一に該当する者で、国立大学法人上越教育大学の教授、准教授、講師若しくは助手に相当する身分を有するもの又はこれに相当する研究業績を有するものとする。

- (1) 文部科学省の事業に基づく外国人研究者
- (2) 日本学術振興会の事業に基づく外国人研究者
- (3) 国際交流基金の事業に基づく外国人研究者
- (4) 日本学生支援機構の事業に基づく外国人研究者
- (5) 本学との大学間交流協定に基づく外国人研究者
- (6) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (7) その他学長が学術研究の国際交流を推進する上で適当と認めた者

(受入手続)

第3条 外国人研究者を受け入れようとする学系長は、原則として受入予定日の2月前までに、別記様式の外国人研究者受入承認申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの承認)

第4条 学長は、前条の申請があったときは、国際交流推進室における議を経て、受入れを承認するものとする。

(受入期間)

第5条 外国人研究者の受入期間は、原則として1月以上1年以内とする。ただし、第2条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる事業の実施要項等に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は学系長の申し出により、特に必要があると認めるときは、外国人研究者の受入期間を延長することができる。

(受入教員)

第6条 学系長は、外国人研究者の受入れに当たっては、受入教員を定めるものとする。

(施設等の使用)

第7条 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な本学の施設、設備及び備品を使用することができる。

(学内規則等の遵守)

第8条 外国人研究者は、本学の学内規則等を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第9条 外国人研究者が、本学の学内規則等に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を与えたときは、学長は、当該外国人研究者の受入れの承認を取り消すことができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する

別記様式（第3条関係）

外国人研究者受入承認申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

学系長

印

下記のとおり外国人研究者を受け入れたいので、承認くださるよう申請します。

記

ふりがな 氏 名	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
国 籍		
現 職 所 属 ・ 職 名		
本国における 住所		
最終学歴卒業 等年月	年 月 卒業・修了	
学 位		
主 な 職 歴		
費用の出途	渡航費 滞在費	
受入期間中の 居所（予定）		
受 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
研 究 題 目		
研 究 計 画		
受 入 教 員	所 属 職 名 氏 名	印
在留資格・ 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備 考		

外国人研究者の取扱いについて

上越教育大学外国人研究者規程（平成16年規程第86号）第7条の規定に基づき、外国人研究者が本学の施設等の使用する場合においては、次のとおり取り扱うものとする。

（外国人研究者研究室）

- 1 大学は、外国人研究者の受入れに当たり、学内に「外国人研究者 研究室」（以下「研究室」という。）を設置し、外国人研究者が研究を遂行するための場所を提供する。

（研究室の備品）

- 2 大学は、外国人研究者が研究室において研究を行うための備品として、次のものを使用させる。
机、椅子、書架、ロッカー、電話機（内線電話）

（鍵の貸与）

- 3 大学は、必要に応じ、外国人研究者に研究室の鍵を貸し出す。

（研究室の光熱水料）

- 4 大学は、外国人研究者の研究室使用に係る光熱水料を徴収しない。

（電話の使用）

- 5 大学は、外国人研究者が希望する場合には、研究室備付の電話機を外線電話として使用させることができる。
この場合における外線電話の通話料は、外国人研究者本人の負担とし、大学は、毎月の通話料を当該外国人研究者に請求する。

（施設等の使用）

- 6 外国人研究者が、その研究を遂行するため、研究室以外の大学の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用する場合は、受入教員その他大学職員の指導のもとでそれらを使用するものとする。

（その他の備品、消耗品）

- 7 外国人研究者は、大学から提供された研究室及び備品を除き、その研究を遂行するために必要とする備品及び消耗品類は、自己の負担により調達及び処分すること。
ただし、外国人研究者の派遣機関等から大学に当該研究者の受入れに係る研究費等の措置があった場合は、この限りではない。

（研究室の管理）

- 8 外国人研究者は、大学から貸与された研究室及び備品について、善良な管理者の注意をもって使用し、次の事項を遵守しなければならない。
 - （1）研究以外の目的で使用し、又は第三者に貸与しないこと。
 - （2）工作を加える等その原状を変更しないこと。

(施設等の保全)

9 外国人研究者は、研究室その他の学内の施設等の保全並びに火災その他の災害の防止に努めるとともに、保健衛生に配慮しなければならない。

また、外国人研究者は、これらの保全等に関し管理運営上の必要から行う大学の指示に従い、かつ、積極的に協力しなければならない。

(損害賠償)

10 外国人研究者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、速やかに大学に報告し、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(研究室等の返還)

11 外国人研究者は、本学における研究期間の終了に際し、研究室の設備及び備品について、大学の担当者の点検を受けた上で、これらを返却しなければならない。

(事前説明)

12 大学は、外国人研究者が本学において研究を開始する際には、研究室の使用方法その他本学で研究を行う上で必要な事項について、事前に説明を行うものとする。

附 記

この取扱いは、平成17年8月1日から実施する。

○国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程

(平成16年4月1日)
規程第5号)

改正 平成16年6月9日規程第95号

改正 平成18年3月31日規程第23号

改正 平成19年3月1日規程第8号

改正 平成21年3月22日規程第13号

改正 平成22年3月12日規程第18号

国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学国際交流推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、国際交流及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際交流及び留学生交流の推進に係る企画立案に関すること。
- (2) 大学間交流協定校（以下「協定校」という。）の情報収集及び情報提供に関すること。
- (3) 地域と連携した国際交流の推進に関すること。
- (4) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 協定校等との研究者交流の推進に関すること。
- (6) 協定校等との学生交流の推進に関すること。
- (7) 外国人留学生に対する研修プログラムに関すること。
- (8) 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (9) 帰国外国人留学生に関すること。
- (10) 国際交流及び留学生交流に係る教員及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (11) その他国際交流及び留学生交流の推進に関する必要な事項

(組織等)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流推進室長（以下「室長」という。）
- (2) 国際交流を担当する専任教員
- (3) 協定校担当者（以下「コーディネーター」という。）
- (4) 学務部長

(5) その他学長が指名した者

2 室長は、学長が指名した理事をもって充て、推進室の業務を統括する。

3 コーディネーターは、学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）をもって充て、協定校との交流を推進するための業務を処理する。

（室員の任期）

第5条 前条第1項第5号に掲げる室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（国際交流推進室会議）

第6条 室長の諮問に応じ推進室の運営に関する重要事項を審議するため国際交流推進室会議（以下「推進室会議」という。）を置く。

2 推進室会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 国際交流を担当する専任教員

(3) コーディネーターのうちから室長が指名した者

(4) 学務部長

(5) 第4条第1項第5号に掲げる者のうちから室長が指名した者

3 推進室会議は、室長が招集し、その議長となる。

（部会）

第7条 推進室に、推進室の業務を遂行するため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 協定校交流推進部会

(2) 留学生支援部会

2 前項の部会に部会長を置き、国際交流を担当する専任教員をもって充てる。

3 部会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務の処理）

第8条 推進室に関する事務は、学務部研究連携室において処理する。

（細則）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

○国立大学法人上越教育大学国際交流推進室部会細則

(平成16年4月1日)
(細則第1号)

改正 平成16年6月9日細則第35号

改正 平成18年3月31日細則第8号

改正 平成22年3月12日細則第9号

国立大学法人上越教育大学国際交流推進室部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（平成16年規程第5号。以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、国際交流推進室に置く各部会に関し必要な事項を定める。

(協定校交流推進部会)

第2条 協定校交流推進部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協定校との連絡・調整に関する事。
- (2) 学内における協定校の広報に関する事。
- (3) 協定校留学希望学生（派遣・受入れ）の留学相談に関する事。
- (4) 協定校留学希望学生（派遣）の推薦校配当・選考・推薦及び協定校留学希望学生（受入れ）の推薦校配当に関する事。
- (5) 協定校との研究者交流及び学生交流の推進に関する事。
- (6) 協定校との交流プログラムの実施に関する事。
- (7) 海外教育（特別）研究及び海外フィールド・スタディの実施に関する事。
- (8) その他協定校交流推進に関し、国際交流推進室長（以下「室長」という。）が必要と認めた事項

2 協定校交流推進部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流を担当する専任教員
 - (2) コーディネーター
 - (3) 規程第4条第1項第5号に掲げる者のうちから室長が指名した者
- (留学生支援部会)

第3条 留学生支援部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関する事。
- (2) 国費外国人留学生の選考及び推薦に関する事。
- (3) 各種奨学金等受給者の選考及び推薦に関する事。
- (4) 学生団体との連絡調整に関する事。
- (5) 地域と連携した国際交流の推進に関する事。
- (6) 宿舎、各種奨学金、アルバイト等の情報提供に関する事。

- (7) 指導教員及び大学全体の協力体制の強化に関すること。
- (8) 帰国外国人留学生へのアフターケアに関すること。
- (9) 日本語・日本文化研修プログラムに関すること。
- (10) 教員研修プログラムに関すること。
- (11) 留学生交流支援制度プログラムに関すること。
- (12) その他留学生支援に関し、室長が必要と認めた事項

2 留学生支援部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流を担当する専任教員
- (2) 規程第4条第1項第5号に掲げる者のうちから室長が指名した者
(委員の委嘱及び任期)

第4条 第2条第2項第3号及び第3条第2項第2号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 規程第7条第2項に規定する各部会の部会長は、必要があると認めるときは、各部会の構成員以外の者を当該部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年度国際交流推進室室員名簿

平成23年4月1日現在

○ 国際交流推進室長 : 戸北 凱惟 理事

○ 国際交流推進室会議

	氏名	職名	所属	備考
1	戸北 凱惟	理事		国際交流推進室長
2	原 瑞穂	准教授	人文・社会教育学系	国際交流専任教員 協定校交流推進部会長・留学生支援部会長
3	五十嵐 透子	教授	臨床・健康教育学系	協定校交流推進部会員（コーディネーター）
4	下里 俊行	教授	人文・社会教育学系	留学生支援部会員 H22. 4. 1～H24. 3. 31
5	黎 子椰	教授	自然・生活教育学系	協定校交流推進部会員（コーディネーター） 留学生支援部会員
6	下川 洋司	学務部長	事務局	
7	佐藤 裕子	副課長	学務部教育支援課	H23. 4. 1～H25. 3. 31
8	永井 和行	広報チーム主査	総務部広報室	H23. 4. 1～H25. 3. 31
9	伊藤 孝之	就職支援チーム主査	学務部就職支援室	H22. 4. 1～H24. 3. 31

○ 協定校交流推進部会

	氏名	職名	所属	備考
1	原 瑞穂	准教授	人文・社会教育学系	部会長
2	釜田 聡	教授	学校教育学系	韓国教員大学校コーディネーター
3	川村 知行	教授	学校教育学系	チャナツカレ・オンセキズ・マルト大学コーディネーター
4	藤岡 達也	教授	学校教育学系	国立嘉義大学コーディネーター
5	五十嵐 透子	教授	臨床・健康教育学系	アイオワ大学コーディネーター
6	加藤 雅啓	教授	人文・社会教育学系	グラスゴー大学コーディネーター
7	北條 礼子	教授	人文・社会教育学系	ウーロンゴン大学コーディネーター ウェストミンスター・スクールコーディネーター
8	黎 子椰	教授	自然・生活教育学系	哈爾濱師範大学・北京師範大学・内モンゴル民族大学 コーディネーター（留学生支援部会を兼務）
9	田島 弘司	准教授	学校教育学系	（留学生支援部会を兼務） H22. 4. 1～H24. 3. 31
10	Brown, Ivan Bernard	特任講師	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
11	高石 次郎	教授	芸術・体育教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
12	榑原 潔	准教授	芸術・体育教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31

○ 留学生支援部会

	氏名	職名	所属	備考
1	原 瑞穂	准教授	人文・社会教育学系	部会長
2	田島 弘司	准教授	学校教育学系	（協定校交流推進部会を兼務） H22. 4. 1～H24. 3. 31
3	生澤 繁樹	講師	学校教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
4	森口 佑介	講師	学校教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
5	押木 秀樹	准教授	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
6	中里 理子	准教授	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
7	野地 美幸	准教授	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
8	下里 俊行	教授	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
9	志村 喬	准教授	人文・社会教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
10	岩崎 浩	教授	自然・生活教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
11	黎 子椰	教授	自然・生活教育学系	（協定校交流推進部会を兼務） H22. 4. 1～H24. 3. 31
12	細江 容子	教授	自然・生活教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31
13	阿部 亮太郎	准教授	芸術・体育教育学系	H22. 4. 1～H24. 3. 31

上越教育大学国際交流推進後援会会則

(名称)

第1条 本会は、上越教育大学国際交流推進後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、上越市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、上越教育大学における国際交流の推進を支援し、もって教育及び学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 派遣留学生及び外国人留学生への支援に関する事業
- (2) 大学間交流協定校等との研究者等交流への支援に関する事業
- (3) 大学間交流協定校等との学生交流への支援に関する事業
- (4) 国際交流企画業務への支援に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な支援に関する事業

(組織)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会 員 上越教育大学の教職員及び学生のうち本会の趣旨に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員 上越教育大学の教職員及び卒業生、修了生であった者並びにその他団体及び個人のうち本会の趣旨に賛同し、入会した者

(入会手続)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

(脱会)

第7条 次の各号に該当するときは、本会を脱会したものとする。

- (1) 本会を脱会する旨の書面の提出があったとき。
- (2) 第14条に定める会費を2年間納めなかったとき。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 若干人
- (4) 監 事 2人

(役員を選出等)

第9条 会長は、理事会において選出する。

- 2 副会長及び理事は、会長が指名する。
- 3 監事は、理事会において選出する。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を掌理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、一会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 本会に、本会の運営に関する事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 役員の選出に関する事項

(2) 事業の計画に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) その他本会の運営に関する事項

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

5 理事会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金)

第13条 本会の資金は、次のとおりとする。

(1) 会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）からの会費

(2) 資金から生じる収益

(3) 会員等並びにその他の団体及び個人からの寄附金

2 本会の資金は、事業を実施するための経費及びその他本会の目的を達成するために必要な経費以外に支出してはならない。

3 本会の資金は、会長が管理する。

(会費)

第14条 本会の会費は、年額 2,000円とする。

2 会費は、毎年7月までに別に定める方法で納入するものとする。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の決算は、毎会計年度終了後、上越教育大学のホームページ等で会員等に報告する。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、必要に応じて職員を置くことができる。

(役員及び職員の報酬)

第17条 役員及び職員は、無報酬とする。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成14年10月10日から施行する。

2 この会則施行後最初の役員は、第9条の規定にかかわらず、上越教育大学国際交流推進後援会設立発起人会において選出された者とする。

3 この会則施行後最初の会費は、第14条第2号の規定にかかわらず、平成15年1月末までに所定の方法で納入するものとする。

4 この会則施行後最初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行日から平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成16年7月30日一部改正)

この会則は、平成16年7月30日から施行する。